

令和7年 第4回定例会

大 樹 町 議 会 会 議 録

令和 7年 12月 2日 開会

令和 7年 12月 5日 閉会

大 樹 町 議 会

令和7年第4回大樹町議会定例会会議録（第1号）

令和7年12月2日（火曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期決定
- 第 4 諸般報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 委員会報告
- 第 7 議案第 74号 大樹町表彰条例等の一部改正について
- 第 8 議案第 75号 大樹町議会議員及び大樹町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 76号 大樹町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第 77号 大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正について
- 第11 議案第 78号 大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第12 議案第 79号 大樹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 第13 議案第 80号 大樹町火入れに関する条例の一部改正について
- 第14 議案第 81号 令和7年度大樹町一般会計補正予算（第6号）
- 第15 議案第 82号 令和7年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 第16 議案第 83号 令和7年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第17 議案第 84号 令和7年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第 85号 令和7年度大樹町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第19 議案第 86号 令和7年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
- 第20 議案第 87号 令和7年度大樹町下水道事業会計補正予算（第1号）

○出席議員（12名）

1番 播間章浩	2番 寺嶋誠一	3番 辻本正雄
4番 吉岡信弘	5番 西山弘志	6番 船戸健二
7番 杉森俊行	8番 西田輝樹	9番 安田清之

10番 志 民 和 義 11番 菅 敏 範 12番 齊 藤 徹

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	黒 川 豊
副 町 長	松 木 義 行
総 務 課 長	吉 田 隆 広
総 務 課 参 事	杉 山 佳 行
総 務 課 参 事	楠 本 正 樹
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	松 久 琢 磨
宇宙航空課長	菅 浩 也
住 民 課 長	西 尾 真 也
保健福祉課長兼子育て支援室南十勝こども発達支援センター所長兼子育て支援室学童保育所長	水 津 孝 一
保健福祉課参事	明日見 由 香
農林水産課長兼町営牧場長	藤 谷 満 伸
建設水道課長兼下水終末処理場長	奥 純 一
建設水道課参事	川 口 賢 治
会計管理者兼出納課長	三津田 崇
町立病院事務長	下 山 路 博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	瀬 尾 裕 信

<教育委員会>

教 育 長	沼 田 拓 己
学校教育課長兼学校給食センター所長	伊 勢 巖 則
社会教育課長兼図書館長	井 上 博 樹

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長	穀 内 和 夫
農業委員会事務局長	清 原 勝 利

<監査委員>

代表監査委員	北 林 博 美
--------	---------

○本会議の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
係 長

牧 田 護
須 藤 恭 弥

開議 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、令和7年第4回大樹町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において

9番 安田清之 議員

10番 志民和義 議員

11番 菅敏範 議員

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

先の本会議において、議会運営委員会に付託した本定例会の議事、運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

議会運営委員会委員長、播間章浩君。

○播間議会運営委員長

議会運営委員会報告を行います。

去る11月25日、議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程、会期等について協議したので、ご報告いたします。

本定例会の付議事件は、陳情が1件、条例の一部改正が7件、補正予算が7件であり、一般質問は5議員5項目であります。

これらの状況を考慮、検討した結果、会期は12月5日までの4日間とし、会期日程はお手元に配付したとおりといたしました。

以上、委員会での協議結果をご報告いたしました。本定例会の議事運営が円滑に行われますようお願い申し上げます。委員会報告を終わります。

○議長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は、省略いたします。

◎日程第3 会期決定

○議長

日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月5日までの4日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月5日まで4日間と決しました。

◎日程第4 諸般報告

○議長

日程第4 諸般報告を行います。

議会事務局長より報告いたします。

牧田議会事務局長。

○牧田議会事務局長

それでは、9月2日開会の第3回町議会定例会以降の諸般につきまして、ご報告を申し上げます。

第1、監査及び検査結果の報告について。

地方自治法の規定に基づきまして、9月、10月、11月の例月出納検査の結果について、別紙のとおり報告がございました。

第2、一部事務組合議会等について。

令和7年第3回とから広域消防事務組合議会定例会並びに令和7年第2回十勝圏複合事務組合議会定例会が11月25日、帯広市において開催され、議員1名が出席しております。

第3、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価等の報告について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、提出をいただいております。

第4、委員会関係について。

総務常任委員会は、委員会を3回開催、行政視察を9月26日に実施。

経済常任委員会は、委員会を2回開催。

広報広聴常任委員会は、住民懇談会を9月17日に開催、高校生議会に向けたサポート授業を10月9日に実施、委員会を2回開催。

議会運営委員会は、委員会を5回開催。

議会改革に関する特別委員会は、委員会を2回開催してございます。

第5、会議関係等、第6、その他につきましては、後ほどお目通しをいただきたく、以上、諸般につきましての報告を終了させていただきます。

○議 長

以上で諸般報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議 長

日程第5 行政報告を行います。

黒川町長。

○黒川町長

令和7年9月25日開催の第4回町議会臨時会以降の行政の主なものについてご報告を申し上げます。

1番目の職員の懲戒処分につきましては、10月31日に、50代課長職男性職員1名を停職3か月の処分といたしました。同職員は、9月19日住居不法侵入の罪で逮捕されましたが、10月17日に不起訴処分となっております。当町では、10月10日に懲戒委員会を設置し、本人と面会し、事実確認などを行った結果、地方公務員法第23条の公務員としての信用失墜行為に該当すると判断し、当該処分としたものであります。今後、このようなことが二度と起きないように、職員一丸となって、綱紀粛正に努めてまいります。このたびは誠に申し訳ありませんでした。

次に、2番目の十勝中部広域水道企業団への加入申出につきましては、10月27日に同水道企業団企業長であります米沢帯広市長を訪問し、加入の申出を行ったところでございます。

3番目の住民懇談会の開催につきましては、11月14日から26日まで6か所で実施し、町民の方々と意見を交わしております。

4番目の町長と語る会の開催につきましては、9月26日に手をつなぐ育成会など3団体と障がい者に対する施策の要望や意見交換を行っております。

5番目の委員等の委嘱につきましては、民生委員推薦会委員と民生委員児童委員をそれぞれご委嘱させていただいております。

6番目の航空宇宙関連につきましては、10月9日と10日の両日、「北海道宇宙サミット2025」を開催し、オンラインを含めると約4,000名の方々に参加いただき、盛況のうちに終えております。

11月22日には、たいき宇宙デーを開催しております。

試験関係では、JAXA航空技術部門で10月から11月にかけて二つの実験を行っております。

7番目の入札執行関係につきましては、指名競争入札により工事請負契約5件、業務委託契約1件、物品購入1件、それぞれ記載のとおりの内容で締結しております。

8番目の人事関係、9番目のその他、来町者、会議出席等につきましては、後ほどお目通しを願いたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を申し上げます。

1、優秀選手派遣についてであります。 (1) 2025年度第33回北海道U-15女子サッカー選手権大会兼高円宮妃杯JFA第30回全日本U-15女子サッカー選手権大会北海道大会が9月20日から札幌市で開催され、十勝FSリトルガールズU-15に所属している前崎衣央さんを派遣しております。

(2) 空手道地域対抗団体戦JKJO TEAM BATTLE 2025及びJKJO王者決定戦2025が9月20日から名古屋市で開催され、田中まこさんと引率者を派遣しております。

(3) 第32回全日本スピードスケート距離別選手権大会が10月24日から長野市で開催され、山本彩瑛さんと引率者を派遣しております。

結果につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

2、その他、会議出席等につきましては、主なものを掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で教育委員会の行政報告を終わります。

○議 長

以上で行政報告を終わります。

菅敏範君。

○菅敏範議員

町長の行政報告で、2番の広域水道企業団への加入申込についてお聞きしたいのですが、よろしいですか。

○議 長

報告の範囲内ならよろしいです。

○菅敏範議員

10月27日に正式に事業団加入の申込手続をしているのですが、加入が正式に承認されるのはいつ頃になる見込みでありますか。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

企業団への申込以降の予定につきまして、今のところ、来年2月の段階で企業団での協議

会及び議会定例会が開催予定されてございますので、その定例会議において審議され、大樹町においての加入について審議される予定と伺ってございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

2月の会議で審議されて、正式決定されるということになると思うのですが、それまでは、地元大樹町で水道事業計画の実行は着手してはいけないのか、内々着手してもいいのか。その辺の進め方についてはどのように考えているかお聞きしたいと思います。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時14分

○議 長

再開いたします。

ほかに、質疑はありませんか。

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

町長の行政報告の9番、(2)会議出席等で、9月29日に浜大樹、30日に旭の地区住民に対する津波避難タワーの説明会だったのかと思うのですが、地区住民に対する説明会でなかったらいいのですが、地区住民に対する説明会かなと思ってお聞きするのですが、その中で、住民の方々から町として今後検討あるいは対応していかなければならないような意見、要望等が何かもしありましたらお願いします。なければならないということでもよろしいのですが。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

議員お話のとおり、29日、30日は両地区の住民への説明会となっております。その中で、今の設計段階の概略を説明させていただきました。

地域住民からは、その後の後管理については町が行っていくのか、また地域としてはどういった関わりになっていくのかというところをご質問いただきました。その関係については、今後また地域と協議していく形で決めてございます。それ以外に関しましては、ある程度事前に婦人部と一度お話を聞いている関係もあって調整していますので、主に大きな関係について地域から出たということにはなかったという状況でございます。

以上です。

○議 長

ほかに。

安田清之君。

○安田清之議員

二つほどお聞きいたします。

町長と語る会は、手をつなぐ育成会、身体障害者福祉協会大樹分会、障がい者地域活動支援センターほっとから、どのようなご意見が出ていたかお聞かせいただきたい。

それからもう一つ、7番目の入札執行関係について、入札については了承しておりますが、細かくは後でも結構ですが、入札になった金額の上と下ぐらいはお教えいただければ有り難いと思いますが、手元にありますか、持っていないですか。多分持っていないと思うので、もしあれであれば後で提出を、議長お願いしてもよろしいですか。入札の関係、入札の上と下があるので、何社されて、手元にないというので、執行は認めていますので、後で提出いただければ有り難いと思います。

よろしくお願いたします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

町長と語る会の主な内容ということでございますが、今回9月26日に開催したのは3団体、手をつなぐ育成会、身体障害者福祉協会大樹分会、障がい者地域活動支援センターほっとの方々でございましたので、障がい者施策についての質疑というかご意見があったということでもあります。主には、町内で障がい者が働ける施設がないのかとか、あるいは親が高齢化してきて、その後子どもが心配なので、その後の何か施策はないかということでありまして、その場で明確な回答はできておりませんが、障がい者福祉計画もございまして、そちらにのっとりながら対応していきたいというような回答をしているところでございます。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

それぞれの関係について説明させていただきます。

まず、老朽消火栓更新工事第1工区でございます。五つの業者により入札を行っております。報告は、契約金額に消費税が入っておりますので、これから説明するものは消費税抜きという形でご了承いただければと思います。落札した金額が229万2,000円、最高値が232万という状況になってございます。続きまして、老朽消火栓更新工事第2工区でございます。同じく5件の業者による入札で、一番安値が落札した金額が104万4,000円、一番高値が243万円という状況でございます。（発言する者あり）落札した金額が204万4,000円、高値が243万円でございます。（発言する者あり）すみません、第2工

区は言い間違えているかもしれませんが、一番高値が243万円です。

次に、個別排水処理施設整備工事第4区ですが、6事業者により入札を行っております。落札金額が345万円、一番高い金額が350万円でございます。続きまして、個別排水処理施設整備工事第5工区、同じく6業者により入札で、落札金額が297万8,000円、一番高い金額が300万円となっております。

次に、美成7号支線避難道路整備工事ですが、6業者による入札でございます。落札金額が4,398万円、一番高値が4,450万円となっております。

坂下取水場等施設清掃業務が出てきませんので、後ほど。

冬タイヤですが、6業者により入札で、落札金額が119万円、一番高値が166万5600円となっております。こちらのほうは税込となっておりますので、契約金額と一緒にとなっております。

坂下取水場に関しては、後ほど資料をご提示させていただければと思います。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

なお、行政報告に対する一般質問の通告期限は、明日12月3日正午までといたします。

◎日程第6 委員会報告

○議 長

日程第6 委員会報告を行います。

調査が終了しておりますので、委員長から報告を求めます。

総務常任委員会委員長、寺嶋誠一君。

○寺嶋総務常任委員長

それでは、総務常任委員会所管事務調査について、郊外の公衆トイレの維持管理に関する調査結果をご報告いたします。

本調査は、老朽化が進む和式くみ取り式トイレの汚れ・臭気など、現行ニーズとの不適合を踏まえ、改修の可否を検討するとともに、現地調査により利用実態を把握し、必要性や在り方を整理すること、あわせて、日高山脈襟裳十勝国立公園の指定に伴う、もいわ山森林公園展望デッキの既存トイレについて、バイオトイレ導入の可否を費用対効果と維持管理負担の観点から検討することを目的としたものであります。

調査は、次のとおり実施しました。

1点目、7月24日、町内郊外10か所の現地調査。

2点目、9月26日、広尾町、様似町におけるバイオトイレの設置管理状況の行政視

察。

3点目、11月10日、町担当課への聞き取り調査。

各詳細は、報告書の調査内容、参加者、調査結果、考察に記載のとおりであります。

本日は、後半の5、考察、総務常任委員会としての提言（要点）を申し上げます。

まず、郊外の公衆トイレについてであります。

当面の運用改善として、全施設で床面給気口の開放・清掃と機械換気の作動確認を清掃仕様に組み込み、換気対策を標準化することを求めます。あわせて、採光・照明・案内サイン・虫侵入対策は早期に実施することを求めます。また、適正管理の前提となる基礎情報の整備として、くみ取り作業の実態、利用実測、行政区の意向確認を進めることを求めます。

次に、施設再編についてであります。

いわゆる通過型のトイレである生花、晩成、歴舟、石坂、尾田については、利用実測・交通動線・近隣の代替状況を踏まえ、廃止・休止の検討に着手いただくよう求めます。とりわけ、生花については、清掃作業の効率化と維持管理負担の適正化の観点から、周辺施設への機能統合を選択として検討することを求めます。

なお、観光動線上など、例外的に必要性が認められる地点については、サイン・採光・換気等の水準確保を前提に存置の是非を判断することを求めます。

続いて、もいわ山展望デッキのトイレについてであります。

需要が不確定であるため、当面は代替トイレの周知で運用し、需要の立ち上がりを確認された段階で、必要性・費用対効果・維持管理負担の観点から慎重に判断することを求めます。行政視察では、バイオトイレは初期費・維持費が高く、くみ取りが可能な立地や季節利用ではメリットが乏しいとの意見が多数でした。したがって、安易な採用は避け、まずは低コスト・低負担の仮設水洗等による、段階的に試行・評価・本設判断とする段階的アプローチを基本とすることを求めます。その際的设计運用基準としては、臭気抑制、清潔、明るさ、バリアフリー、小児配慮に加え、雨水侵入防止を必須要件とし、時代の変化や利用実態に応じた見直し、改善サイクルを継続することを求めます。

以上、限られた資源の中で、利用者満足と管理効率の両立を図る観点から、直近の改善、データに基づく施設再編、そして需要に即した段階的導入という三つの柱で提言いたしました。

詳しくは、報告書をご覧ください、実行計画への反映をご検討くださいますよう求めまして、総務常任委員会からの所管事務調査の報告を終わります。

○議 長

委員長の報告が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、委員会報告を終わります。

◎日程第7 議案第74号

○議長

日程第7 議案第74号大樹町表彰条例等の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第74号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町表彰条例等の一部改正をお願いするもので、スポーツ・文化・産業等の分野において世界的に輝かしい活躍をした町民等に対して、町民栄誉賞を創設するため、大樹町表彰条例、大樹町名誉町民等審査委員会条例について所要の改正を行うものです。

内容につきましては、総務課長より説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

それでは、議案第74号についてご説明させていただきます。

今回の改正は、当町の表彰の規定に町民栄誉賞を創設するため、大樹町表彰条例並びに大樹町名誉町民等審査委員会条例の改正を行うものでございます。

初めに、第1条は、大樹町表彰条例の一部を改正するものです。

第2条に、町民栄誉賞の規定を追加するもので、「大樹町に居住し、若しくは居住していた個人又は団体とし、文化、スポーツ、産業等の分野において輝かしい活躍をし、その功績が特に顕著なものに対して贈ろうとするもの」でございませう。

なお、町民栄誉賞の選考基準となる功績の具体的な要件につきましては、各賞と同様に大樹町表彰条例に基づく選考要領に規定を追加するものでございませう。

選考基準といたしましては、スポーツを例にするとオリンピック、世界選手権など、世界的な規模の大会において顕著な成績を収めた場合とし、それらの大会での入賞以上の成績を収めた場合や、日本人としてその競技自体、出場自体が快挙である場合を選考対象とする考えであります。

次に、改正後の第3条以降の条は、第2条に町民栄誉賞の規定を追加するため、改正前の第2条以降を繰り下げるものです。

次に、第5条は、各賞の被表彰者への表彰の方法を規定しており、既に町民栄誉賞の規定

にある自治体を参考として、第1項に町民栄誉賞被表彰者への表彰状、盾、金品を授与することを追加するものです。金品につきましては、その功績に応じて金額等を設定する考えでございます。

次に、2ページの下段、第2条は、大樹町名誉町民等審査委員会の一部改正をするものでございます。

第1条は、当委員会の目的、役割を規定しており、改正前の表彰条例第6条で被表彰者は当審査委員会に諮って決定すると規定されており、表彰条例の一部改正により「第6条」が「第7条」に条ずれすることから、改正するものでございます。

最後に、この条例は公布の日から施行することとし、本議案が可決された場合、速やかに公布するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第74号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第75号

○議 長

日程第8 議案第75号大樹町議会議員及び大樹町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第75号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町議会議員及び大樹町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正をお願いするもので、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和7年6月4日に公布されたことから、本条例におきまして所要の改正を行うものです。

内容につきましては、総務課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

議案第75号についてご説明させていただきます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものでございます。

第8条の選挙運動用ビラの作成の1枚当たりの作成単価を改正するもので、改正前「7円73銭」から、改正後「8円38銭」に引き上げるものでございます。

次に、2ページの附則になりますが、この条例は公布の日から施行することとし、本議案可決後、速やかに公布するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第75号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第76号

○議 長

日程第9 議案第76号大樹町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第76号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町職員の給与に関する条例の一部改正をお願いするもので、国は令和7年度の人事院勧告を受けて、先月11日に勧告どおり実施するなど、国家公務員の給与改定の方針を閣議で決定しました。当町におきましては、従前より職員の給与の改定に関しましては人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じていることから、本条例におきまして所要の改正をお願いするものです。

内容につきましては、総務課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

議案第76号についてご説明させていただきます。

改正内容は、国の人事院勧告に基づく月額給料の引上げに伴い給料表の改正、期末手当、勤勉手当の支給率の引上げ、通勤手当の引上げと見直し、宿日直手当の引上げとなっております。改正条例は2条立てとなっており、第1条は令和7年度の支給について、第2条では令和8年度以降の支給について、それぞれ必要な改正を行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたします。

まず、第1条、大樹町職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものでございます。

表中第12条は職員の期末手当を規定しており、まず同条第2項では一般職員について定めております。改正前の支給率は「100分の125」で6月、12月とも同率でしたが、改正後は12月の支給率を0.025か月引き上げて「100分の127.5」とするものです。

次に、同条第4項では、定年前再任用短時間勤務職員の支給率を規定しております。改正

前の支給率は、「100分の70」で一般職員同様6月、12月とも同率でしたが、改正後は、12月の支給率を0.025か月引き上げて「100分の72.5」とするものです。これにより、一般職員の期末手当の支給月数は年間2.525か月分、定年前再任用短時間勤務職員の支給月数は年間1.425か月となります。

次に、第13条は職員の勤勉手当を規定しており、2ページに移りまして、同条第2項第1号では、改正前は、一般職員の支給率は「100分の105」で6月、12月とも同率でしたが、改正後は、12月の支給率を0.025か月引き上げて「100分の107.5」とするものでございます。

次に、その下の第2号では、改正前の定年前再任用短時間勤務職員の支給率は「100分の50」で、一般職員同様6月、12月とも同率でしたが、改正後は、12月の支給率を0.025か月引き上げて「100分の52.5」とするものです。これにより、一般職員の勤務手当の支給月数は年間2.125か月、定年前再任用短時間勤務職員の支給月数は年間1.025か月となります。

次に、第19条は宿日直手当を規定しており、改正前の1回「4,400円」から、改正後は1回「4,700円」に引き上げるものです。

次に、第23条は通勤手当を規定しておりますが、3ページから4ページの表のとおり、距離区分ごとに支給額を引き上げるもので、3ページの表、10キロメートル以上15キロメートル未満は、改正前の「7,100円」から「7,300円」に引き上げるものです。4ページの60キロメートル以上、改正前は「3万1,600円」から、改正後は「3万8,700円」に7,100円引き上げるものとなっております。

次に、4ページ上段から29ページまでは職員の給料表、行政職一給料表、別表第1の1と行政職二給料表、別表第1の2の改正と改正後の表となっております。今回の給料表の改定は、行政職一では、高卒・新卒者は月額約6.5%、1万2,300円の増で、大卒・新卒者は約5.5%、月額1万2,700円の増となっております。奉給表全体では平均3.25増となっております、1級から6級まで一定額を引き上げる改定となっております。行政職二も行政職一と同様の改定となっております。

次に、改正条例の第2条をご説明いたしますので、29ページをお開き願います。

第2条における改正は、第1条と同様に大樹町職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、令和8年4月1日から施行の改正を行うものでございます。

第12条の期末手当では、第2項で一般職員の支給率を改正後は「100分の126.25」とし、6月・12月を均等とするものです。次のページ、同条第4項の定年前再任用短時間勤務職員は、支給率を改正後は「100分の71.25」とするものでございます。第13条の勤勉手当も同様に、支給月数を6月・12月を均等とするための改正となっております。

次に、31ページから32ページにかけての第23条の通勤手当は、距離区分を100キロメートル以上まで拡大し、改正前は距離区分で「60キロメートル以上」を、改正後は「6

0キロメートル以上65キロメートル未満」に改め、65キロメートル以降、5キロごとに距離区分を8区分追加し、32ページになりますが、100キロメートル以上の支給額は6万6,400円とするものでございます。

最後に附則ですが、第1項は施行期日を規定しており、この条例は公布の日からとし、第2条の規定は令和8年4月1日から施行します。

第2項は、第1条で改正された条例については、令和7年4月1日から適用します。

第3項は、給与の内払について規定するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

31ページの第23条通勤手当についてなのですが、令和7年度までは60キロ以上で区分が止まっているのですが、令和8年度以降は、今説明がありました5キロ刻みで100キロまでということで、60キロ以上の5キロメートル刻みと100キロということにちょっと疑問があります。

100キロになるとかなり広くて、十勝全体が網羅されるぐらいの幅で、東のほうに行くとならぬ支庁管内まで入るような距離になります。60キロ以上の上を設けるのは否定しませんが、5キロ刻みで70キロ、75キロ、80キロ、85キロと行く刻みについては、もっと大きくりにできないかということがありますが、これは大樹町独自のですね。その必要性について、ちょっと理解がしづらいので、再度説明していただきたいと思います。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

通勤手当の関係でございます。

100キロ以上までの区分を追加する考え方につきましては、町独自の考えではなく、国の基準に基づき定めております。

議員ご指摘のように、当町において100キロメートル以上からの通勤があるかどうかというも役場内部で協議しましたが、適応になるような職員の任用とか、実際に100キロメートル以上から通勤するものは多分ないだろうという想定ですが、国の規定がこういった形で示されておりますので、条例に関しては国に準じて改正するという形で考えて、今回ご提案させていただいている内容となっております。

以上でございます。

○議 長

ほかにありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

同僚議員と重なる部分がございますので、ご了承願いたいと思います。

条例ですから国が定めたもので、これは都市圏の遠くから電車に乗って通勤される方を考えてやられたものだろうと。

大樹町としては今ありませんということですから、一番遠い方というのは何名ぐらいおられるのですか、現実的に通勤されている方が。せいぜい帯広市ぐらいかなと思うのですが、帯広市だと65キロぐらいあるのか、自宅から計算すると70キロ、80キロの方もいるのか。そこら辺の中身は調べておられるかどうか、お聞かせください。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

現在いる職員の中で一番遠くから通勤している状況でございますが、帯広市が多いのですが、一番遠くでいえば芽室町、音更町から通っている職員が1名ずつおりますので、そこが一番遠くなるかなと考えているところでございます。帯広市は、総務費の中では2名ほどのそういった職員がいて、対象となるかと思っているところでございます。

以上でございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

通勤の自由、職場の自由というのがありますから、これも仕方ないのかなと思いますが、現実的に一般財源から国庫で出されてくるお金だろうと思っておりますが、採用するとき、人権問題も出てくる、いろいろな問題が町の負担にもいろいろ関わるのです。職員が遠くにいると、まして長いこと有能な方が重要ポストにいたときに、災害だとかいろいろなことが起きたとき、指揮系統に問題が出たり、いろいろなことがあるのかなという解釈をしますので、これは町長の英断だと思いますが、なるべく地元に住んでいただくよう要請できないのか。いろいろあるので難しい面はありますが、大樹町を愛して大樹町に就職されるのであれば、なるべく住んでいただく条項はつくられないのかどうか、ここら辺は強制できないのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

町外に住まわれて通われている方というのは、多くは現業の方が多いかと思います、特に医療関係です。家庭の事情、旦那さんの仕事の関係、逆もありますけれども、といったこともありまして、あるいは住宅を持っているというようなこともありまして、そういった場合はやむを得ないかなと思っているところでありますが、一般職にあつては、今言われるよ

うに、災害対応等々で近くにいないと何かと困ると。特にはポストが重要になってくれば、そういったことは十分考えなければならぬと思っているところではあります。強制できるかということこれは強制できないと思っております、できる限りということです。

どうしても家庭の事情等々で町外から通われるやむを得ないケースはあるのかなと思っておりますが、なるべく町内に住んでいただけるように、採用のときに条件はつけませんが、通勤可能な方というような条件を、あるいは町内に住まわれる方というようなことは条件としてつけますが、それでも無理だという場合は、ケース・バイ・ケースにはなりますけれども、そういった場合もあるということではありますけれども、町としては住んでいただきたいし、定住していただきたいというふうに思っております、そういったことは面談などで、どうしても町外なのかというような話をしながら、事情を聞きながらやっていくことに尽きるかなと思っております。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

町長が言うとおりの、本当に難しい問題が関わってくるので、採用のときに心を配って、大樹に住んでいただくよう、誘導ではありませんがお願いという形で、現状でお父さんが具合悪くなってどうしても自宅から通わなければならない方もおられると。一番問題になるのは、遠くなれば事故のリスクが多くなると。これは災害になりますから、公務災害です、通勤中は。ここら辺も十分、町としては目を配っていただいて、帰る時間等に人にぶついたりしたら困るし、動物にも今ぶつかる時期でもあるということを考えて、自分の身を守っていただくよう、なるべく大樹に住んでいただくよう、努力をしていただきたいと思っております。

以上。答弁はいいです。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第76号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案を進める前に、町側より、行政報告の中で入札執行関係について訂正の申し入れがありましたので、これを許可いたします。

吉田総務課長。

○吉田総務課長

安田議員からお話のありました入札関係で、1点訂正がございます。

大樹町老朽消火栓更新工事第2工区の関係でございますが、落札金額は204万4,000円とご説明しましたが、実際には240万4,000円ということで、誤りでした、おわび申し上げます。

もう1点、坂下取水場等の施設清掃業務に関しましてお答えができませんでしたので、今ご説明させていただければと思います。この取水場の業務に関しまして、5件の事業者で入札を行っていきまして、最低の入札価格、消費税抜きでございますが、216万円でございます。一番高い金額に関しましては、240万円となっております。

以上でございます。

○議 長

それでは、会議を続けます。

◎日程第10 議案第77号

○議 長

日程第10 議案第77号大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第77号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正をお願いするもので、議案第76号でお認めいただきましたとおり、一般職員の期末勤勉手当の支給率がそれぞれ改正され、期末手当と勤勉手当の支給率合計が0.05か月増の年間4.65か月となりました。従前から特別職における期末手当の年間支給率につきましては、一般職員の期末手当と勤勉手当の支給率合計と同様としておりますので、本条例におきまして所要の改正をお願いするものであります。

内容につきましては、総務課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

議案第77号についてご説明させていただきます。

改正条例は2条立てとなっており、第1条は令和7年度における期末手当の12月分の支給率を、第2条は令和7年度以降の同手当の支給率をそれぞれ改めるものでございます。

それでは、改正内容を説明させていただきます。

改正条例第1条、表中の第6条第2項は、期末手当の算定方法を規定しており、改正前の支給率は6月、12月それぞれ「100分の230」ですが、改正後は12月を0.05か月分引上げ、「100分の235」とするものでございます。

次に、1ページから2ページにかけての改正条例第2条では、第1条と同様に、表中の第6条第2項を改正するもので、第1条の改正により、改正前の支給率は6月「100分の230」、12月「100分の235」ですが、改正後は6月、12月それぞれ「100分の232.5」とするものでございます。

最後に、2ページの附則になりますが、第1項で、この条例の施行は公布の日からとし、第2条の規定は令和8年4月1日から施行します。

第2項では、第1条の規定による改正後の条例の規定は、令和7年4月1日から適用となります。

第3項は、給与の内払について規定してございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第77号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第78号

○議 長

日程第11 議案第78号大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第78号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正をお願いするもので、議案第77号でお認めいただきましたとおり、特別職の期末手当の支給率が改正されました。従前から議会議員における期末手当の支給率につきましては、特別職と同様としておりますので、本条例におきまして所要の改正をお願いするものです。

内容につきましては、総務課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

議案第78号についてご説明させていただきます。

改正条例は2条立てとなっており、第1条は令和7年度における期末手当の12月分の支給率を、第2条は令和8年度以降の同手当の支給率をそれぞれ改めるものでございます。

それでは、改正内容を説明させていただきます。

改正条例の第1条の表中、第4条第2項は、期末手当の算定方法を規定しており、改正前の支給率は6月、12月それぞれ「100分の230」ですが、改正後は12月を0.05

か月分引上げ、「100分の235」とするものです。

次に、改正条例第2条では、第1条と同様に第4条第2項を改正するもので、2ページ目に移りますが、第1条の改正により改正前の支給率は、6月「100分の230」、12月「100分の235」ですが、改正後は6月、12月それぞれ「100分の232.5」とするものでございます。

最後に、2ページ目の附則になりますが、第1項でこの条例の施行は公布の日からとし、第2条の規定は令和8年4月1日から施行します。

第2項では、第1条の規定による改正後の条例の規定は令和7年4月1日から適用いたします。

第3項は、報酬の内払について規定をするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第78号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第79号

○議 長

日程第12 議案第79号大樹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第79号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正をお願いするもので、児童福祉法の一部改正に伴う内閣府令が改正されて、令和7年10月1日から施行されたことから、大樹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、以下四つの条例について所要の改正を行うものです。

内容につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

水津保健福祉課長。

○水津保健福祉課長兼子育て支援室南十勝こども発達支援センター所長兼子育て支援室学童保育所長

議案第79号について説明いたします。

本条例の一部改正は、第1条から第4条まで全て、次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

まず第1条は、大樹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもので、表の中の第25条では、改正前の児童福祉「法第33条の10各号」から、改正後の「法第33条の10第1項各号」となります。児童福祉法の第33条の10に新たに第2項と第3項が設けられたため、各号から第1項各号と改正するもので、条項の内容について変更はございません。

次に、第2条、大樹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正するもので、2ページ上段、表中の第12条は、先ほどの第1条と同じ、児童福祉法第33条の10「各号」から、改正後の「第1項各号」に改正するものです。

次に、第17条では、改正前の施設等の利用開始前に健康診断が必要でしたが、改正後は母子保健法に基づく健康審査が追加され、健康診断等として結果を把握すれば代替することもできるようになりました。

次に、3ページ上段、第23条では、改正後に「地域限定保育士」が追加されました。国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化するものです。

次に、第3条は、大樹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正するもので、第2条と同じく、表中の第10条で改正後に「地域限定保育士」を追加。4ページ、第12条に法第33条の10「各号」から「第1項各号」に改正するものです。

次に、第4条の大樹町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部改正するものでは、第2条と同じく、表中の第13条に法第33条の10「各号」から「第1項各号」に改正するものです。第22条では、改正後に「地域限定保育士」を追加するものです。

5ページの附則ですが、施行期日は、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提出者から提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

説明は何となく分かりましたが、第23条、また、ほかの部分でも同じような用語がありますのでお聞きいたします。

まず、法第18条の29に規定する地域限定保育士は、どういうものを地域限定というのか。昔は、保育士を有するものというふうにあったはずなのですが、地域限定というのはどういうものなのか。そこら辺をお教えいただきたいと思います。

○議 長

水津保健福祉課長。

○水津保健福祉課長兼子育て支援室南十勝子ども発達支援センター所長兼子育て支援室学童保育所長

安田議員の地域限定保育士の関係でございますが、保育士資格として地域限定で、現在ですと、神奈川県、沖縄県、大阪府限定で、地域保育士の資格を取得すると、3年間はその地域にいてからでないとはほかの地区に動けないという限定の縛りがございましたが、今回の改定では、地域の限定がなくなって、全国的に地域限定保育士ということで、地域限定が外れたという解釈でいいかと思えます。

以上でございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

これは保育士を言うのですか、きちんと免許持っている方を地域限定と。縛りがあって、沖縄だとか3か所を言われていた限定がなくなりましたと、だから自由に行けるようになりました。これは分かりました。だから、地域限定がなくなったという意味でいいのか。

だけれども、ここには地域限定と書いてあるのです。だから保育士を言っているのか、何を言っているのか、ちょっとこの要件が僕には理解できないので、ここで議論してもしょうがないので、後でゆっくり教えていただければ幸いですと思うのですが、議長、それよろしいですか、ここで説明してもらったほうがいいですか。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時21分

○議長

再開します。

水津保健福祉課長。

○水津保健福祉課長兼子育て支援室南十勝子ども発達支援センター所長兼子育て支援室学童保育所長

人のことを指しているのではなくて、法制度の基本的な考えとして、保育士の資格を持つものの形を指しておりまして、期間とか地域とか、そういうものに働き方の登録の仕組みとして地域限定という言葉がついております。

以上です。

○議長

安田清之君。

○安田清之議員

それしか答弁できないのだらうと思いますので、後からゆっくりのご説明をお願いしておきたいと思いますが、議長、よろしいですか。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第79号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第80号

○議 長

日程第13 議案第80号大樹町火入れに関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第80号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町火入れに関する条例の一部改正をお願いするもので、火入れを中止する際、判断基準に気象情報の発令を規定しておりますが、一部の気象情報の名称変更に伴い、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、農林水産課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

藤谷農林水産課長。

○藤谷農林水産課長兼町営牧場長

それでは、議案第80号を条文に沿ってご説明させていただきます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものでございます。

第14条、火入れの中止におきまして、第1項及び第2項にございます異常乾燥注意報という文言が、気象庁が発表する気象情報において、現在は「異常」という表現が削除され、「乾燥注意報」という表現に変更されていることから、文言の整理を行うものでございます。

なお、附則ですが、本条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

安田清之君。

○安田清之議員

火入れに関して、ちょっと認識不足なので誤りがあったらお許しいただきたいと思いますが、よく農家の豆をあれしたときに火入れをすとか、それから山林を切った後に野原に火入れすとか、これは消防に連絡してやられているものだろうと認識しておりますが、火

入れという条項は一般家庭にも何ら関係があることなのですか。どういうところは駄目だよとか、何かあるのかどうかちょっと分からない。家庭でも菜園で使ったり、いろいろして草を燃やすとか出てくる可能性がありますけれども、この場合はどういう考え方で、消防にこうやって畑のあれを燃やしますよという届けを出せばいいのかなのか、お教えいただきたいと思います。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 26 分

再開 午前 11 時 27 分

○議 長

再開します。

休憩します。

休憩 午前 11 時 27 分

再開 午前 11 時 35 分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

藤谷農林水産課長。

○藤谷農林水産課長兼町営牧場長

安田議員からご質問のあった火入れの対象ですが、本大樹町火入れに関する条例につきましては、森林の周囲 1 キロメートルの範囲内にある土地における火入れが対象になっておりまして、目的が造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼き畑等となっております。

以上です。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

結局、山しかできないという言い方でいいのですか。害虫駆除もと書いてあったら、害虫はどこにでもいるのですよ、外来種がぼんぼん出ていたり。重箱の隅をつつくようなことは言わないけれども、だから条例もうちに合った、やりたい方もいるのだらうと、燃やしたほうが本当はいい部分もあるのですよ。外来種が生えないとか、いろいろするのだらうと思います。

ここら辺は、大樹町ですから、これは国の条例ではないのでしょうか、大樹町独自の条例で

すよね。どうなのですか、ここだけ教えてください。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 37 分

再開 午前 11 時 37 分

○議 長

再開いたします。

吉田総務課長。

○吉田総務課長

先ほど答弁いたしました森林から 1 キロメートル以内というところは、森林法に基づく規定となっております。

条例に関しては、当然、町の独自の条例ですので、森林法に基づきながら、条例を策定しているような形になってございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 80 号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 14 議案第 81 号

○議 長

日程第14 議案第81号令和7年度大樹町一般会計補正予算(第6号)についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第81号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和7年度大樹町一般会計補正予算(第6号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ6億9,494万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ92億1,259万6,000円とするとともに、繰越明許費の追加と地方債の補正を行うものです。

内容につきましては、総務課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

それでは、議案第81号についてご説明いたします。

最初に、事項別明細書で説明させていただきますので、11ページ、12ページをお開き願います。

初めに、歳出からご説明いたします。

1款、1項、1目ともに議会費、議会運営費で55万3,000円の減。3節職員手当等は、期末手当の支給月数増によるものです。17節備品購入費は、事業費確定による減額です。

次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で、初めに特別職給与10万8,000円の増は、期末手当の支給月数の増に伴うものでございます。次に一般職給与3,148万8,000円の増。先にお認めいただいた大樹町職員の給与に関する条例の一部改正による給与改定、今年4月からの人事異動の反映、現在の執行状況により予算の不足が見込まれる各種手当等の増額をお願いするものです。まず管理職手当は、当初見込みの18名より3名増となっているため増額するものです。次に時間外勤務手当は、10月まで7か月分の時間外手当の支払いが1,732万7,000円、81.34%の執行状況となっており、今後、縮減に努めてまいります。不足が見込まれるため806万6,000円の増額をお願いするものです。次に通勤手当は、支給額の引上げと町外からの通勤者増によるものでございます。次に、市町村職員退職手当組合負担金の2,109万9,000円の増は、定年年齢が65歳に引き上げられるまで通常の50%負担とされておりましたが、今年度から75%、25%引き上げられたことや、前年度の支給退職金の精算に基づく5名分、781万4,

000円の追加負担額の合計となっております

次に、3目財産管理費、町有地・建物維持管理経費で50万6,000円の増は、スマート街区の木質ボイラーの故障により、管理運営を行っている大樹エネルギー公社に修繕分として委託料を増額するものです。

次に、4目企画費、企画調整推進事業53万6,000円の増は、地域公共交通確保維持改善事業補助金について、今年の沿岸自治体の負担額が十勝バスから示されたことから、不足分の計上をお願いするものです。次に、都市間交流推進事業100万円の増は、今年9月の大雨により大きな被害を受けた銀河連邦共和国に加盟の秋田県能代市に対して、見舞金の計上をお願いするものです。次に、大樹町地域おこし協力隊設置事業100万円の増は、来年度で任期満了を迎える地域おこし協力隊1名より町内で起業するための支援補助金の申請を受けたことから、予算の計上をお願いするものです。次に、物価高騰対応重点支援事業654万6,000円の増は、子育て世帯に対し高校生まで子ども1人当たり1万円の商品券を配布する町独自の子育て世帯支援交付金の費用について、予算の計上をお願いするものです。次の交通空白解消緊急事業105万5,000円の減と、次の8目電子計算費、電算システム整備事業357万7,000円の減は、事業費確定によるものです。

次のページに移りまして、10目諸費、情報公開審査会経費3万1,000円の増は、当初の審査会経費を1回開催分で見えておりましたが、10月に情報公開に対する町の対応において1件の不服申立てがあり、今後審査会を開催する可能性が高く、3回開催すると見込み、2回分の計上をお願いするものです。

次に、11目航空宇宙推進費、宇宙のまちづくり推進事業3万8,000円の増は、地域プロジェクトマネージャー1名分の市町村職員共済組合負担金の不足分の計上をお願いするものです。次に、北海道スペースポート整備事業6億1,100万円の増は、令和8年9月竣工に向けて、来年度発注予定であった一部工事を前倒しで発注する必要が生じたことから、14節工事請負費で北海道スペースポート整備工事5億8,190万円、委託料で同工事発注者支援業務2,910万円の計上をお願いするものです。

次に、3項、1目ともに戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳管理事業100万2,000円の減は、事業費確定によるものです。

次に、5項、1目ともに統計調査費、国勢調査事業11万3,000円の増は、時間外勤務手当など不足が見込める費用を増額するとともに、費用が確定している業務について減額を行うものでございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、重層的支援体制整備事業43万7,000円の増は、給与改正等による人件費の不足分の補正です。

次のページに移りまして、3目心身障害者福祉費、心身障害者福祉事業133万7,000円の増は、障害福祉サービス事業者の不正請求に伴い、令和元年度に国・北海道から受けた負担金を返還するものです。

次に、6目福祉医療諸費、心身障害者医療費助成事業12万3,000円の増は、前年度

の精算による返還金です。

次に、2項児童福祉費、1目児童措置費、児童手当支給事業78万3,000円の増は、扶助費の児童手当は、今年度の支給見込みに基づき、それぞれ補正するものです。償還金、利子及び割引料は、前年度の精算により超過分の返還金です。

次に、2目児童福祉施設費、児童保育一般経費83万7,000円の増は、償還金、利子及び割引料において3件の負担金及び交付金の前年度精算による返還金です。その下、学童保育所運営事業38万3,000円の増は、フルタイム会計年度任用職員1名分の各種手当の不足分の計上をお願いするものです。

次のページに移り、4款衛生費、1項保健衛生費、1目健康づくり推進費、健康推進事業15万5,000円の減は、十勝圏複合事務組合負担金の減額によるものです。

次に、2目母子保健費、母子保健事業9万3,000円の増は、前年度精算による返還金です。

次の3目成人保健費は、財源の組替えを行うもので、予算額の変更はございません。

次に、4目予防費、予防接種事業14万2,000円の増は、前年度精算による返還金です。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、農業委員会運営事業30万円の増は、給与改定等による人件費の不足分です。

次に、3目農業振興費、北海道中山間地域等直接支払交付金事業40万6,000円の増は、18節で交付対象面積拡大による集落交付金を増額するもので、あわせて、不足が見込まれる消耗品等を計上するものです。次に環境保全型農業直接支援対策事業114万3,000円の増は、18節で交付対象面積の拡大により同事業補助金を増額するものです。

次に、4目畜産振興費、防疫事業38万3,000円の減は、事業費確定による減額です。

次に、5目牧場管理費、牧場管理運営費86万3,000円の増は、給与費改定による人件費の不足分です。

次のページに移りまして、3項水産業費、1目水産振興費、大樹町漁業振興事業96万6,400円の増は、さけ・ます増殖事業協会会費のうち特別負担金5%分を補助する秋さけ定置漁業緊急支援事業補助金92万4,700円と、秋さけの回帰率を上昇させ、沿岸資源の確保を図るために海中飼育用いけすを整備する大樹漁業協同組合に対し、導入費用の2分の1を助成する海中飼育施設導入事業補助金41万7,000円の計上をお願いするものです。

次に、7款、1項ともに商工費、4目観光施設費、晩成温泉維持管理費135万3,000円の増は、施設リニューアルによる入館者数が当初見込みを上回り、燃料である木質チップ代が不足することから増額をお願いするものです。

次に、8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費、町道維持管理事業400万7,000円の増は、町道浜大樹線の道道昇格に係る申請図等作成委託のための費用をお願いするものです。

次に、2目道路新設改良費、町道改良舗装事業95万円の減は、事業費確定によるものです。

次に、5項住宅費、1目住宅管理費、町営住宅維持管理費21万3,000円の増は、給与改定による人件費の不足分です。

次に、2目住宅建設費、双葉町団地建設事業7万6,000円の減と、その下、町営住宅除却事業13万円の減は、共に事業費確定によるものです。

次のページに移りまして、9款、1項ともに消防費、2目非常備消防費、消防団管理運営事業85万8,000円の減と、次の4目災害対策費、戸建て住宅耐震診断及び耐震改修支援事業66万円の減は、共に事業費確定によるものです。

次に、10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費、教育振興事業1,542万8,000円の増は、大樹高校用シェアハウス整備に伴う工事請負費及び備品購入費の計上をお願いするもので、双葉町にある教員住宅1棟を改修し、2名を入居できるように整備するものです。そのほかに、給与費等改定による人件費の補正を行ってございます。次に、スクールバス運行委託事業216万9,000円の増は、スクールバス5号車のエンジン故障により交換が必要となり修繕料で216万9,000円の計上をお願いするものです。次に、外国青年招致事業74万4,000円の減は、英語指導助手の報酬等支出見込みによるものです。

次に、2項小学校費、1目学校管理費、学校管理費9万3,000円の減は、人件費の支出見込みによるものです。

次のページに移りまして、3項中学校費、1目学校管理費、学校管理費604万6,000円の増は、中学校校舎2階、3階の廊下の一部が下がっている状況が確認され、現在は支柱を設置し応急対応している状況となっており、改修に向け、大樹中学校補強設計費用として607万2,000円を計上するものです。あわせて、人件費の補正も行ってございます。

次に、4項、1目ともに学校給食費、給食調理事業124万8,000円の減は、1節報酬から4節教材費は給与改定による増額など人件費の支出見込みによる補正と、17節備品購入費は事業費確定によるものでございます。

次に、5項社会教育費、2目生涯学習センター費、生涯学習センター運営費32万4,000円の増は、給与改定等による人件費の不足分です。

次に、6項保健体育費、1目保健体育総務費、社会体育推進事業50万7,000円の増は、優秀選手派遣推進事業において、例年より対象件数が多く、予算の不足が見込まれることから同事業補助金の増額をお願いするものです。その下、海洋スポーツ振興事業9万円減と、次の2目体育施設費、運動公園維持管理費3万5,000円の減は、共に事業完了による減額です。次に、海洋センター維持管理費41万6,000円の増は、給与改定による人件費の不足分です。次に、大樹中央運動公園維持管理費91万5,000円の減は、事業費確定による委託料、工事請負費、備品購入費の減額です。次の町民プール維持管理費39万円の減も、事業費確定による報酬と委託料の減額です。

次のページに移りまして、7項図書館費、1目図書館総務費、図書館管理運営費46万5,000円の増は、給与費改定等による人件費の不足分です。次の図書館管理システム維持管理費22万2,000円の減は、事業費確定によるものです。

次に、13款諸支出金、1項特別会計繰出金、1目事業会計繰出金、介護保険特別会計繰出金238万3,000円の増、その下の介護サービス事業特別会計繰出金587万7,000円の増は、給与改定等による人件費の増などによりルール分を繰出しするものです。

次の2項、1目ともに特別会計出資及び補助金、病院事業補助金1万8,000円の増は、起債の利率の見直しによるルール分を繰出しするものです。

次に、歳入を説明いたしますので、7ページ、8ページをお開き願います。

歳入については、補正が大きなものなどを主にご説明させていただきます。

初めに、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金528万3,000円の増は、歳出の企画費、子育て世帯支援交付金の財源の一部でございます。

次のページに移りまして、18款、1項ともに寄附金、2目指定寄附金、まち・ひと・しごと創生寄附金6億1,100万円の増は、歳出の航空宇宙推進費、北海道スペーススポーツ整備事業の財源となっております。

次に、20款、1項、1目ともに繰越金、前年度繰越金8,839万6,000円の増は、財源不足分を一般財源、前年度繰越金で賄うものです。

次に、22款、1項ともに町債、1目過疎対策事業債及び5目緊急防災・減災事業債は、三つの事業費の費用確定に伴う減額です。

次に、第1表、歳入歳出予算補正の歳出を説明させていただきますので、2ページをお開き願います。

歳出合計、補正前の額85億1,765万1,000円、補正額、1款議会費から13款諸支出金まで6億9,494万5,000円の増、補正後の歳出合計92億1,259万6,000円。

続いて、歳入を説明させていただきますので、1ページをお開き願います。

歳入合計、補正前の額85億1,765万1,000円、補正額、15款国庫支出金から22款町債まで6億9,494万5,000円の増、補正後の歳入合計92億1,259万6,000円となるものでございます。

続いて、第2表、繰越明許の補正を説明させていただきますので、3ページ目をお開きください。

内容は、繰越明許費の追加であります。追加するのは、2款総務費、1項総務管理費、事業名、北海道スペーススポーツ整備事業で、金額10億8,832万5,000円を次年度に繰越しするものでございます。

続いて、その下、第3表、地方債の補正を説明させていただきます。

内容は、地方債の変更です。一部事業の費用確定により、過疎対策事業と緊急防災・減災

事業の限度額を補正前から補正後に変更するもので、合わせて810万円を減額するものです。その他、起債の方法、利率、償還の方法は、変更ございません。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

議案第81号令和7年度大樹町一般会計補正予算（第6号）の審議に対する会議規則第54条の規定については、歳出は款ごとに、歳入は一括して、これを適用することにしたと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま決定のとおり議事を進めます。

休憩します。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

大樹町一般会計補正予算（第6号）についての議事を進めます。

初めに、事項別明細書11ページ、12ページ、1款議会費の質疑を受けます。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、11ページから14ページ、2款総務費の質疑を受けます。質疑はありませんか。安田清之君。

○安田清之議員

大樹町地域おこし協力隊設置事業、これはどのような事業を行うのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○議 長

松久企画商工課長。

○松久企画商工課長兼地場産品研究センター所長

大樹町地域おこし協力隊設置事業でございます。

こちら補正のほうのご説明となりますが、今回100万円計上しておりますが、これは大樹町地域おこし協力隊1名が今度卒業いたします。それに伴いまして、今回町内で起業するための経費に対する補助金として計上したものでございます。

以上です。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

それは十分分かっています。どんな事業をするのですかと聞いています。ただ、店出しますということを出しているわけではないでしょう。事業計画というのがあるのでしょうか。それを聞いているのだから、もう少ししっかり聞いて、教えてください。

○議 長

松久企画商工課長。

○松久企画商工課長兼地場産品研究センター所長

町内で起業するというので、事業概要でございますが、アーティスト業務でございます。今回、画家としての活動のほか、デザイン業務、将来的には絵画教室の実施を想定している事業でございます。

以上です。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

事業ですから、店を開くのですよね、そうですね。重点地域があるわけでしょう、自宅なのか、その番地も全部入っているのですよね。それで絵を教えろとか、いろいろな事業がありますと。これは、何年何月から行われるのか、すぐやるのか。将来的という文言は当てはまるのですか。将来的事業というのは、これは事業と言いませんよね。計画でしょう、それは。そこら辺は査定のときにどのような形になるのですか。

ですから、僕はこのことを言いたくて言っているわけではなくて、協力隊ではなくて、事業を新たに今後進めるうえでもう少し厳格な、大樹に来ていただいて、永住もしていただいて、事業もやっていくということに対しては大賛成であります。ただ、暗黙に出されたものがすっとなるというのではなくて、内部的にどのような協議をされて、オーケーが出たのか。ただ出されたものが、課長、係長、係が判子を押してオーケーが出たのか、最後は町長の決断でしょうけれども、その中身をもう少し、どういうことで、何月から、どうやって、どうやるのだというのが事業計画だと思うのですよ、事業をやるうえでは。事業をやるというのはそういうことだから。今度は法人税も全部かかるのだから、事業だから。ここら辺のことはどういうふうになっているのかお聞かせください。

○議 長

松久企画商工課長。

○松久企画商工課長兼地場産品研究センター所長

今回といいますか、これまでもですが、地域おこし協力隊設置事業を申請するにあたりまして、事業計画書というものを出示してもらっています。今回の事業実施期間としましては、一応4月1日からということで実施計画書のほうで確認をさせていただきます。中身につきましても、先ほど申し上げたとおり、アーティスト業務で、今は画家で活動しておりますが、その継続ということで、中身のほうも精査して協議しているところでございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

播間章浩君。

○播間章浩議員

総務費の一般管理費で、職員の時間外手当のところを確認等お聞きしたいのですが、ご説明にもありました、当初予算1,100万円程度、それから12月から3月までの間で806万6,000円というところで、ちょっと期間的に多く見込んでいるのではないかなと思ってしまうのですが、結局年間を通すと2,000万円を超えるような手当になるかなと思うのですが、この辺りの試算は、3月までだと思うのですが、どのような計算根拠になりますでしょうか。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

時間外の補正の算定根拠でございます。

まず、説明させていただいたとおり、10月分までの勤務の時間外が1,700万円超えているということで、残り400万円となっております。今後、11月から3月までの5か月間でございます。過去の例年実績を基に判断してまして、多い月が11月で、予算の編成作業があり時間外が多くなっております。また、3月に関しては、人事異動が多い場合にはかなり時間外が増えているような状況もございますので、そこに関しては、例年300万円を超えるような時間外が発生している状況です。それ以外に関しましては大体200万円から250万円という間で、800万円補正させていただいてもこれで足りるかというところ、ちょっと微妙なところの金額でございます。

ただ、補正予算のほうでも説明させていただきましたが、今後いろいろと節制するというか、10月中旬から毎週水曜日をノー残業デーと位置づけ、残業の見直しをかけたり、10時以降の深夜勤務をなるべく行わないような形で周知してありますので、そういった部分で時間外の縮減に努めたという形で、806万円程度を補正させていただいている状況でございます。

以上でございます。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

今後については、そういったノー残業デーとかを実施されていくということで、対策も練られているということなのですが、仮に、そういったノー残業デーを週1回やったとして、どれぐらいの減額を見込まれているか、その辺り試算はできておりますでしょうか。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

ノー残業デーを水曜日に開催することになって、実質的な目減りは目に見えるものではないと考えているところです。あくまで水曜日に残業しなかった分は、ほかの曜日に振り返る可能性もあります。ただ、職員のマインドとして、毎日のように残業する体制を見直したいというのがまず一つです。一度リセットすることで、残業をしなくても平日の勤務時間中に解決できることもあるかと思います。また、一人の職員だけが時間外で残っているようなところもありますので、そういったところは平時に係が全体的に情報共有して対策に当たるようなところもあるかと思いますので、目に見えて時間数がどれくらい減るといえるものではないのですが、そういった働き方の見直しを図って、これに対してどれぐらいの効果があるかということを一応3月まで試行するとしております。こういった部分で具体的に大きな効果が得られるようでしたら、4月以降も同様に実施したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

財産管理費について、お伺いします。

委託料としてスマート街区運營業務ということで、ボイラーの修理ということだったのですが、これは何年に取得したものがどのような症状になったのか、お伺いしたいと思います。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

このボイラーに関しましては、令和3年度に工事をし、令和4年から運用開始しているスマート街区の木質ボイラーとなっております。故障の部分に関しましては、燃焼炉の一部設備が欠損しまして、燃焼に不具合が生じるという形で、燃焼部分を全部取り替えるような工事を行っております。

以上でございます。

○議 長

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

令和4年に設置したということで、壊れたのが今年ですと、4年目で修理に至ったと。そうすると、クレーム対象といったことは、取得のときに何年間は修理を無償ですというような文言があったのか、なかったのか、それにはあたらないのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

基本的に、物が壊れる部分に関しましては、1年は必ず施工の不具合問わず対象になるかなと思っています。それ以外に関しては、使い方等によっていろいろ消耗具合も違うと聞いておまして、そういった部分もどちらに原因があるのかが分からない状態で、クレーム対象という判断は町ではしてございません。

ただ、昨年まで年2回の保守点検を毎年していたのですが、そういった保守点検の中で指摘はなかったもので、今年10月の保守点検に入った際に損傷が見られるという指摘がありましたので、今現在スマート街区のボイラーは町民プールとか、冬は各公共施設のボイラーを燃やしていますので、休みなく燃焼しているところも不具合の部分が出てきているのかなと思っています。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

同じく、12節のスマート街区のボイラーの件なのですが、ボイラーの燃焼関係の故障だと言ったのですが、使用の仕方なのか、それとも、チップボイラーであれば、チップの材料を、例えば乾燥していないものを無理やり燃やしているとか、そこら辺の原因というのはまだ分かっていないということですか。これからまた利用の仕方でも検討していくとか、そういうような状況だということですか。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

申し訳ありません、修理対応を急ぐあまり、そこら辺の確認作業はまだできていないという状況です。改めて今回修繕をお願いしている事業者のほうに、そこら辺の確認はしてまいりたいと思っています。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

12ページの3節職員手当等で、確認の意味で聞きたいと思います。

市町村職員退職手当組合負担金の負担引上げなのですが、当初予算は3,257万3,000円だったのですが、今回2,109万9,000円の増額補正なのですが、説明の中で、25%の引上げということと、65歳定年延長の話があったのですが、引上げでいうと、単純に計算すると3,257万円が2,109万円ですから、75%ぐらいの率引上げがされているのです。これは、いろいろな科目のところにも全部負担金があって、例えば土木費とか教育費の中でおのおの何十%か引上げされているのです。ですから、俸給の何%を退職組合に収めてきたものに対して25%の引上げなのか、プラス定年延長で被るのか、そのところをもう一回説明していただきたいと思います。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

総務費の部分でご説明させていただきます。

退職手当組合負担金の全体の補正額が2,109万9,000円となっております。そのうち、前年度に退職した方で支給した退職金の精算に基づく部分で、5名分781万4,000円がこちらのほうにも足されている状態ですので、差し引き1,328万5,000円が25%アップしたことによる負担増となっております。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

12ページの18節地域公共交通確保維持改善事業なのですが、これは乗車密度を上げなければ補助事業というか負担金がどんどん上がっていくと以前から説明を受けているのですが、このままいけば、さらにまた負担金といいますか補助金が増えていくと認知しているのですが、乗車密度の関係は、人口が減っていったり、高齢化していけば、運転していく人も段々減っていったり、十勝バスというか、この路線を頼りにする人が増えていくと思うのですが、対策については、町としてどのようなお考えでいるのか聞きたいと思うのですがいかがでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

生活交通路線維持ということで、補助金で負担をしているところでございます。乗車密度によってランクがつけられるというのは言われるとおりでございまして、もともとは負担

がない状況というのも二十数年前はあったわけでありましてけれども、最初の頃は数十万円
で済んでいたものが今はもう1,000万円というところで、沿線各自治体が、要は、広尾
線を走らせているバスの経費と収入を差し引いた赤字部分を国と地方で持つようになって
いるわけですが、それが非常に大きくなっているという部分でございます。沿線のキロ数で
いっているんで、多いところは、うちの倍ぐらい出しているところもありますけれども、こ
ういう大きな額になってきているということでございます。

今後の対策というのは、決め手がない状況でありますけれども、人口減少すれば、どんど
ん乗車率が下がるというのは当然かなと思うのですが、人口が増えてくれれば一番いいし、
利用が増えてくれれば一番いいのですが、なかなかそこに至る決め手というのは、今ここで
申し上げられるようなことというのはなかなかないのですが、沿線の町とバスの運行会社
と協議会を持っておりまして、その中でもいろいろ対策を協議しているのですが、中長期的
な長い話でいきますと、高規格道路を利用した高速バスの実証実験というのをうちの町で
一度やったことがあるのですが、今後、高規格道路が広尾まで通ったときには、そういった
ものも議論になるのかなと、あるいは自動運転バスとか、運転手確保の面でそういったこと
にも取り組んでいかなければならないときも来るかなと思っております。そういった対策
は今後のことになりますが、十分協議しながら取り入れるものは取り入れていきたいなど
考えております。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、13ページから16ページ、3款民生費の質疑を受けます。質疑はありませんか。
菅敏範君。

○菅敏範議員

16ページの19節扶助費で、高校生児童手当なのですが、法律改正になって、令和6年
度の決算は492万円で、令和7年度は当初から計画して1,269万円だったのですが、
210万円が増額になった根拠がよく分からないのです。この説明をいただきたいと思
います。

○議 長

西尾住民課長。

○西尾住民課長

児童手当の高校生分についてですが、昨年10月から児童手当の制度が見直しになりま
して、対象児童等の拡充が行われました。ちょうど昨年の予算編成を行っている今時期に制
度が変わるタイミングでしたので、当初予算の計上時点でのニーズの把握が難しいところ
もあって、当初予算段階での数字の把握が適正でなかったという部分もあって、今回、実際

の対象人数に合わせて補正させていただいたという内容になってございます。

以上です。

○議長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ということは、当初予算の1,269万円の計算よりも見込み人数が増えたので、それを人数で割ったら210万円になるという単純な理解でいいのですか。

○議長

西尾住民課長。

○西尾住民課長

そのとおりです。その上の被用者児童手当とか、3歳未満とか、小学生とか、中学生で一部減っている部分もありますので、総体人数はそれほど変わらないのですが、人数の部分の把握が間違っていたというところで、高校生の部分が実態として当初予算より多かったということでございます。

以上です。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

次に、17ページ、18ページ、4款衛生費の質疑を受けます。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

次に、17ページから20ページ、6款農林水産業費の質疑を受けます。質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

20ページの大樹町漁業振興事業、秋さけの保険料を町が肩代わりというか補助をするということで、これはいいことだなとは思っているのですが、抜本的な漁業者の支援にはつながっていかないと。

もう一つ、海中飼育施設導入事業補助金41万7,000円の事業は、今どういうふうな形になっているのか。去年あたりは何かいろいろ聞かされたのですが、今年度は、捕れたのか、捕れないのか、何したのか、町長の耳には入っているのでしょうかけれども、我々には一向に入っていないと。支援をしても何も分からないと。このままで漁業者は守っていないのではないかとというふうに思うのですが、町長のお考えは、これだけでいいのか。早く

言えば、よその県だとか道とかは、もうやっているのかもしれませんが、陸養殖等々、それから、うちは港が二つありますので活用をどうするか、いろいろなものを考えていくべきだというふうに私は思います。

町長方のお考え、各部署、農林水産課あたりは、漁業者の方とお話をしながら進めていることだと思いますが、そこら辺どういうご意見があるのか。町の第一産業でもありますし、一時は賑わいもありましたが、今は本当に切ない思いをしているのだらうと思います。支援することに反対しているわけではありませんが、ただ、これだけをずっとやっているというわけにはいきません。新しい道筋を考えていくことをお考えになっているのか、浜の方が要らないと言うなら別ですが、そこら辺はどういう心があるのか、我々が話しても分からない部分もありますので、お聞かせをいただければ有り難いと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

まず、秋さけ定置漁業緊急支援事業補助金でございます。

昨年は600万円を切るぐらいの数字でしたが、今年は900万円ということで、この制度は、取れ高の5%の上乗せ分を町で負担しましょうということですので、実は取れば取れるほど上がってくるという仕組みなものですから、ルールとしては、どこかに上限を設けなければならないという話はしているのですが、今のところは5%そのまま出しましょうということで話し合いをしております。内訳としましては、さけの捕れた量というのは去年とはあまり変わらないというふうに聞いております。ただ、値段が今年は全道的に悪いので、高騰しております、5%ですので逆算すれば分かるのですが、水揚げの金額としては1億8,490万円、1億8,500万円程度ということで、去年より金額としては伸びているということでございます。5%を補助するというのが一つ目であります。

二つ目の海中飼育施設導入事業というのは、これは網でありまして、これは新しい取組なのです。さけを放流するときに、3年前、4年前の放流は海水温が温かくて、すぐ外海に出すと大分死んでしまったのではないかというような研究報告もあります。そういった意味で、稚魚のときに海中で少し大きくして、それから外海に出すということを試験的にやりたいということで、サクラマス等のいけすに、稚魚が逃げないような小さい網目の網を張って、春先に秋さけの稚魚をしばらくの間そこで大きくしまして、それから放流して生存率を高めようという試みでありまして、それに対する網の購入費で、これは今から発注しないと春に間に合わないものですから、発注したいということで、その2分の1を補助するというものであります。こういった取組もやっておられると。

それから、南通にあります元のさけ・ますのふ化場の再利用も、今やろうとしています。漁業者の方々、組合も含めて、いろいろな方法で何とか回遊率を高めようという努力をされておまして、町もそれに対して支援をしているというところでもあります。

漁業的には、本当に厳しい状況が続いております、抜本的に大丈夫かというところは、

これは気象の変動とか海流の関係等々もありまして、黒潮の大蛇行が収まったということ、少し期待はしていたのですが、こちらの北海道のほうにはあまりいい影響はそんなに出ていないかなという感じですが、物によっては例年より捕れているものもあります。今年はツブがいいようです。ただ、カニが非常に悪いというふうには聞いております。そういったことで、いいものも多少はあるのですが、全体的には厳しいというところであります。

それに対してどうしていくかと、養殖事業ももっと強くやるべきではないかというご意見はもっともかなと思っておりまして、今は道とも、旭浜漁港の活用について協議しておりまして、船は通りますので、船が通る部分を除いて全体で養殖できるようにしようかという議論をしております。これまだ議論の過程でありますけれども、道も協力してくれていますので、そういったことで経営改革等々を進めていきたいと思っております、町としてもできる限りの支援をしていきたいと考えているところでございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

僕が勘違いをしていたのかなと。海中飼育施設導入事業は、サクラマスの関係かなと思ったのですよ。これはアキアジで、サクラマスについてはどうなったのか、聞いたのだけれども、町長は答えてくれなかったもので、後でいいですから。

現実的に小手先だけ、道も今、養殖を旭浜についてどういうことができるかということをやって、これは時間をかける必要が本当はないのだと思うよ、今後。どこの海の関係者から聞いても、もう海が変わった、気象が変わったと言われているわけです。だから、これに対応していくためにどうするかと。やはり抜本的に道と協議をしていって、財政的にも大変ですが、やはり少し漁業者と、この苦しいことは分かりますから、苦しいことを楽しくさせるために町も支援する、漁業者も一生懸命頑張ってくださいという形にならないと、家族を含めて路頭に迷うような状態になるという気がします。

だから、ここら辺の協議を一生懸命していただいて、先進地がたくさんあります。マグロをやっている、ウニをやっている、何をやっていると。これだけの広大な面積を持っているわけですよ、うちの町は。こういうものを活用できないのかとか、それに漁業者のノウハウをつぎ込んで、日本一のこういうものができるのだというような形のビジョンづくりは必要だと思います。

食べるものはもう少なくなっているのだから、全世界で奪い合いをしているのですよ、水も含めて。そうしたら、大樹の住人が安心して食べていけるような漁業、我々はやはりお肉より本当は魚だという民族ですから、ここら辺も含めて、前向きに漁業者と議論をして、我々に少し夢を見させていただくような施策を、漁業者とは議論しています、議論していますは、もう十分分かっています。けれども、前向きなことが何も返ってこない。ただ、お金で解決できるものではない。

ですから、これは熱意と町長の判断です。よし、これなら、こうやろうと、やりましよう

と。失敗もありますよ、成功もあるわけだから、失敗なくして成功はなしと言っているわけですから、こういう思い切ったかじ取りで、ロケットも同じですよ。あれだけの資金をずっとかけてきて、ここまで来た。やはり漁業者の方にも、農業の方にも、夢を与えるのが町長の務めだというふうに思っていますので、そこら辺の腹積もりと今後の見通しをお聞かせください。

サクラマスについては、ちょっと聞かせてください。よろしく願いいたします。

○議 長

藤谷農林水産課長。

○藤谷農林水産課長兼町営牧場長

サクラマスの養殖の今年度の状況ですが、数量等は漁業協同組合のほうからまだ情報は入っていないのですが、製品については、昨年よりも多く作っていただいているので、これから今月、道の駅のコスモール大樹のほうでも魚介類の販売が行われますので、そちらに出るかどうかの確認はちょっと取れていないのですが、数量としては昨年よりも多く製品化されているというふうには聞いています。

以上です。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

言われるように、漁業が大変厳しいというのは十分認識しておりまして、思い切ったかじ取りというところではありますが、何がいいのか、それは大樹に限らず、北海道の沿岸漁業はみんな厳しい状況でありまして、それに対して何かをやって解決したという例は今のところ聞いていないのです。本当に自然相手、海のもので、なかなか難しいところだなと思っております。

昆布を養殖してはどうかとか、昆布は大変好評ですので、そういったものもあります。もしそういうものに取り組むのであれば支援は惜しまないと思っておりますけれども、昆布に限らず、いろいろな品種、畑もそうですが、気候が変わってきて、作るものも徐々に変わりつつあるというところでは、海も養殖なり海藻類も含めて、今の状況に適したものに取り組みたいということであれば支援してまいりたいと思っております。その辺は、漁協あるいは漁業者の皆さんと話し合う場面をつくりながら協議していきたいと思っております。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、19ページ、20ページ、7款商工費の質疑を受けます。質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

商工費について若干お聞きをさせていただきます。

商工も、高騰によって苦しい思いをしている業者もたくさんおります。高騰対策等々支援も来ているのだらうと思しますので、町として新しいものを商工会と十分協議をして、現実的には金利も相当上がっています。そこら辺も含めて、商工も大事な産業ですから、お守りいただき、支援をしていただきたいと思うのですが、商工会からそういう要請等は来っていないのか。金利が上がっているということは、町長方も実感していただけるのだらうと思しますので、利子補給等々の見直しのお考えがあるか、ないかだけで結構ですから、お聞かせください。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時37分

○議 長

会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、19ページ、20ページ、8款土木費の質疑を受けます。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、21ページ、22ページ、9款消防費の質疑を受けます。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、21ページから28ページ、10款教育費の質疑を受けます。質疑はありませんか。

西山弘志君。

○西山弘志議員

22ページのスクールバスの件についてですが、説明でエンジンが故障したと言われたのですが、その車の車種、定員、年式、故障のときの送迎の対応、それと、いつ壊れて、いつ直ったのか、お聞きします。

○議 長

伊勢学校教育課長。

○伊勢学校教育課長兼学校給食センター所長

スクールバスの修理の関係でございますけれども、スクールバスは、三菱製の29人乗りのバスで、平成25年1月に購入したバスでございます。

原因としましては、エンジンオイルの油圧低下がまず症状として9月29日に発生いたしました。その後、町内の整備工場により、いろいろ修理を行っていましたが、油圧低下の症状が改善されず、メーカーであります帯広市の三菱ふそうトラックのほうに内容を見ていただいたところ、エンジン内部で油圧が逃げてしまうというエンジン内部のトラブルだというのが判明いたしまして、今回のエンジンの取替えを行う状況でございます。

補正予算を認めていただいた後に、修理を発注いたしまして、修理を行うという形で考えております。また、現在、走行距離として37万5,000キロを走行しているというような状況もありまして、ある意味ではエンジンの経年劣化でもあると言われていたところもございます。

以上です。（発言する者あり）

説明が漏れましたけれども、現在の対応といたしましては、町の10人乗りワゴンの公用車を利用いたしましてバスが支障なく運行できるように取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

壊れたのは9月21日で、予算が出ていないということで、これはいつ直るのか。直る、直らないというか、話では部品がないから、（52字削除）

それで、先ほどの10人乗りのバスを出していると言われたけれども、今まで29人乗りのバス1台を1人で今まで回っていたわけです。ところが、そのバスがなくなったことによって、公用車を何台プラスで走っているのか、それをお聞きしたいと思います。

○議 長

伊勢学校教育課長。

○伊勢学校教育課長兼学校給食センター所長

代替車としては、10人乗りのバスを1台で回しているところですが、今までのバスの運行経路を若干変更いたしまして、もともと29人乗りのバスを運行した路線も一部路線を変更いたしまして、10人乗りでも対応できるような運行経路に見直して、今やっています。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

そうですか。私、いつも見ているのですが、公用車で乗用タイプも動いているから公用車2台、バスの代わりに1台とその他2台を使っているのではないですか、違いますか。

○議長

伊勢学校教育課長。

○伊勢学校教育課長兼学校給食センター所長

スクールバスの車検のときなんかは、そういった公用車を別途出したりしているものから、故障に伴う代替車としては1台のバスで運行しているということでございます。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

船戸健二君。

○船戸健二議員

22ページ、工事請負費、学生シェアハウス整備工事1,400万円についてお聞きします。

町としてシェアハウスを整備するに至った経緯をまず1点目にお聞きします。

○議長

伊勢学校教育課長。

○伊勢学校教育課長兼学校給食センター所長

至った経緯でございますけれども、大樹高校の入学生の確保を行うというのがまず大きな要因でございます。それで、現在取り組んでいるのが、道外又は管外から生徒の募集を行うというところございまして、その住居となるシェアハウスを整備したいと考えているところでございます。

以上です。

○議長

船戸健二君。

○船戸健二議員

それは理解しているのですが、当初、民間事業者で受入れ態勢を募集していたと思うのですが、現在の事業者の参入状況と申請状況などをお聞きしたいと思います。

○議長

伊勢学校教育課長。

○伊勢学校教育課長兼学校給食センター所長

昨年、学生が住む下宿とかを募集した際には、民間事業者3件から申込みがあったところございまして、現在入居しているのは1件の下宿先でございます。今後、民間に委ねるといふ部分の方法はあるのですが、管内の視察をさせていただいた中では、町が安定的に入居者を確保していくと、入居する住宅を確保していくという部分では、町がシェアハウスなり寮を整備していくというのが必要ではないかという結論となりまして、今後、整備していき

たいなと思っているところでございます。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

播間章浩君。

○播間章浩議員

シェアハウスの整備ということで、今、同僚議員からも質問がありました。高校の魅力化、持続化、受入れ態勢の充実ということで必要な事業だと思っております。一方で、財源が一般財源というところになっておりますので、慎重な判断も必要な部分もあるかなと思っております。

備品購入費を含めると1,500万円を超える予算措置になっておりまして、全体的にそれが適正かというところが判断できないところもあるのですが、改修内容について、どこまでやられるのか、実際に場所も見させていただきまして、そこまで古い物件ではない、平成5年に建てている物件ということもありました。昭和に建った物件ではないかなというところもありますけれども、断熱性能だったり、省エネボイラーの導入だったり、あと風呂が追いき機能があるのか、全室エアコンなのか、備品にエアコンが含まれているのか、どこにどれだけお金がかかっているのかというのがちょっと見えなかったところがありましたので、今の点をどこまでやるかというのと、一番お金がかかる部分はどこなのかというところをまず確認させていただけますでしょうか。

○議長

伊勢学校教育課長。

○伊勢学校教育課長兼学校給食センター所長

今回ご提案させていただいているシェアハウスの整備の関係でございます。

まず改修内容といたしましては、建築工事の部分でございますが、木工事といたしまして和室を洋室に変えたり、押入れの増設の部分、サッシ工事、内窓の取付け、また、ホール・トイレ・脱衣室・居間・個室などの床、壁、天井などの内装工事の部分、雑工事といたしましてはユニットバスの更新、流し台・IHヒーター・洗面化粧台の設置などが含まれて、その建築工事といたしまして680万円ほど見込んでおります。

大きなものとしまして、機械設備工事が200万円くらいかかる設計となっております。給水工事や給湯工事、これには給湯器も含むというものです。そして、シャワートイレつきの水洗トイレ、暖房のFFストーブ、そして2部屋ある個室にエアコンを設置するという内容が200万円くらいで、直接工事費としましては970万円くらいかかるかなと思います。

その他、諸経費や消費税などを含めまして1500万円くらいの経費、そのほかに備品購入費としてトータル86万4,000円ほどの備品購入費を見込んでいる内容となっております。

以上です。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

確認したいことが何点か漏れていたのですが、エアコンは全室ではなく2部屋分という理解でよろしかったのか。あと、ボイラー関係で、省エネボイラーなのか、その辺りも確認したかったので、この辺りは後で追加のご説明をお願いしたいと思います。

全体的に内装工事ということで、内装工事、備品購入費を含めると1,500万円超えということになるのですが、これは町でやるので、当然利益を求めてやるわけではなく、学校の魅力化、学生の受入れ態勢の充実というところが観点かなと思うのですが、一方で、先ほどもお伝えしましたが、一般財源を入れるということと、バランスも一方で必要かなと思っております。

といいますのも、今までと変わらない基準であれば、今回2人が入る住宅ということなのですが、1人当たり月額3万5,000円の賃料だったと思いますけれども、正直これを民間ベースで考えますと、3万5,000円で1,500万円かけて、いつペイができるのだという考え、これは民間の考えではあるのですが、そこも町だから利益を得る必要はないけれども、お金をかけすぎでないかなということもあるのですよね。当然この辺りのバランスも必要だと思うのですが、町長、教育長はどのように考えておりますでしょうか。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

シェアハウスの工事に関わっての財源的なバランスということに関してでございます。

今年度、既に報告をさせていただいておりますが、道外あるいは管外から来られる生徒を受け入れる住居環境について、今年度、鹿追町、上士幌町、足寄町の3町へ視察に行かせていただきました。見せていただき、そして設備を整えるうえでの説明もいただいたところがあります。そして、どこの町も当たり前のことなのですが、道外からお子さんを預ける親御さんの一番の心配は住居環境でございます。そういった環境の中に子どもを置けるかということに非常に大きな関心があるということは私どもも感じたところであります。

そして、さらに若い世代が入るということで、ある程度、身ぎれいな環境というのは必須の要件になっていくということで、3町を見ましても、それぞれ工夫されているところがあったのですが、先ほど申し上げましたとおり、住居も道外から学校を選ぶ際の大きな要因になってございますので、正直ほかの町よりも見劣りするような環境で提供するということは、希望を取るうえで後手に回ることがありますので、最前線に出なくとも、ほかの自治体から引けを取らないような環境を準備しておかなければ、なかなか生徒に目を向けてもらえないという事情もあるということで、今回このような設定をさせていただいたところでありました。

今予算のほうでお願いしているところでありまして、予算を計上していくうえで

は、極力無駄にならないように、あまり華美にならないようにという判断をしながら業者等から見積りをいただいたところであります。ただ、金額的なものを相対で見てどうなのだとおっしゃると、想定していたよりもちょっと金額が膨らんだなどというのは私たちもそう感じているところでありますが、お認めいただいて、準備できたときには、何とかこれを生かすべく、生徒の募集に全力を尽くしてまいりたいなと思っているところでございます。

以上でございます。

○議 長

伊勢学校教育課長。

○伊勢学校教育課長兼学校給食センター所長

ボイラーにつきましては、一応省エネタイプのもので、追いだき機能付きのボイラーを考えております。また、エアコンにつきましては、個室の2部屋のみがエアコン設置というところで考えています。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

若干関連いたしますが、これは現実的に何社の見積りをお取りになったのか。1社のみなのか、どうなのか、ここら辺をまず一つお聞きしておきます。

それで、民間ベースで考えると収支を計算すると町だからやれるのですよね。長期的に、万が一ですよ、子ども達が減ってきたと、入る方がいなくなってきたと、無駄遣いになってしまったというようなことはないのかどうか、あり得るかもしれない。それであれば、これだけの資金を借りるのなら、民間に8万円なり9万円をどんと払ったほうが1年間を考えると安くありませんか。これが収支決算、経済を考えるうえで重要なことだと思いますよ。

何で民間から手が挙がらないかという理由を教育長あたりは十分認識されているのか、金額だけではありません、これは。ここら辺は教育委員会としてどのような把握をしているか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

今ご質問ございました、シェアハウスを準備した後、実際にそれを利用するお子さんがおられないときはどうするのだということですが、これにつきましては、いろいろな制度も調べなければならぬと思っているのですが、もし使わない場合につきましては、例えば移住者のお試し住宅的に使うとか、あるいは町に保育とか看護の関係で来ていただいている方で寮に入っている方もいらっしゃるという形では聞いておりますが、そういった方たちに利用してもらおうといった形で有効利用していく方法もあろうかと思っているところであります。

それから2点目の民間がなかなか手を挙げない理由をどう捉えているかというところですが、一般的なアパート業のように部屋を貸すということだけではなくて、親元を離れた生徒をお預かりするということになりますと、その生徒の安全とか健康といったところにまで多少なりとも目を配らなければならないというところについては、単なるアパートを貸すというところに比べれば、やはりハードルが十分高いのかなと考えているところでもあります。したがって、そういった部分について、なかなか手が挙がらないところについては、町のほうで何とか手だてを打ってやっていかなければならないかなと思っているところでもあります。

再三出ております建築費に関して、なかなか元が取れないというのは最もなことでありまして、そういった部分についてはなかなか利益が上がりにくいところかなと思いますので、民間の方に全てをお願いできるということにもなかなかないかなと思っておりますので、まずは町としてしっかりと持続的で、そして足腰の強い環境づくりということをやっていかなければならないかなと思っております。

ただ、生徒を受け入れる態勢がある程度固まってきたところについては、どんどん民間の方のノウハウを取り入れていただける可能性はあろうかと思っておりますので、引き続き、高校生を受け入れている業者については募集をかけて、こちらのほうも相談をさせていただきながら、住環境のさらなる充実は今後も継続して図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

伊勢学校教育課長。

○伊勢学校教育課長兼学校給食センター所長

1点目の見積りを何社から取ったかというご質問につきましては、1社でございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

見積りというのは、普通、民間であれば何社か取るのです、それによってお互いに競い合っていただく。我々の友達も業者をやっていますけれども、私は、町の財政を考える立場でもあるのです、両輪ですから。泉のように大樹町の財政が湧いてくるわけではありません、これにしっかりと目を向けてもらわなければいけない。そこに携わっている職員の皆さんは、2社ぐらいもらえばいいのです。これは町長に答弁してもらわなければならない、あなたはしなくてもいいです。やはり2社ぐらいは、これは全部の見積りに関わる問題です。結局1社だと、基準となるものが何で、どう違うのかというものも見れないです。これは改善していただきたいと思っておりますので、まずお願いいたします。

それからもう一つ、教育長は、民間ではなかなかできない、それは当たり前です、ノウハウがないのだから。教育長が言うのは、お金を払ってでも食事を作らせます、有料でボラン

ティアでやらせます、それを民間に言えばいいのです、こうですと。あなた方はいくらでできますか、ここまでは私たち支援しますと。安全・安心は当たり前の話です、教育長が言う話ではないです。私たちはみんなそうです、住民は。

これをその業者だけが担えるのかというのは違います、発信していませんよ、今回もシェアハウスがぼんと出てきました。次に、本当に家賃は適正なのか、ほかの町村がこうだからという考え方をもう捨てないと、いつも、よその町村、よその町村と、うち独自の考え方は一つも出てこない。町長方や教育長にもそういう気持ちがあるのか、うちの町としてはこう行くのだという強い意志があるのか、よそのところを見に行きどうするのですか。自分の考え方がなかったら、よそに行っても何もならないですよ。どこの業者だってそうですよ、民間だって、こうやるためにはどうやって利益を上げて、大樹の人口をどうやって増やすのか、収益をどうやって上げるのかというのが根底になければならない。組織ですから、現実的には。歳出からいって歳入は最後なのだから。逆に民間は、歳入があって歳出なのだから。ここら辺の考え方がしっかりしていないのだろうと、職員全員です、これは。当たり前のようにお金が湧いてくると思っているのですよ……。

○議 長

安田議員、要点まとめてお願いします。

○安田清之議員

要点はまとまっています。

だから、そういう考えがないのか、民間に一つも提供していませんよね、今回もシェアハウスをやるうえで。応募ありますか、今年度、応募ありますかと、やっていないでしょう、やっていないよね、やったのですか。何件もなかったのですか、それも聞きますからね。

だから何もやっていない。こういうことだけは、最低やってほしい。あと、シェアハウスができれば、教育委員会としてサービスをするうえでどれだけのお金がかかるのかも言っていない、今は建物だけ。今、議長が要点を言えと言うから。

僕は高いと思っています。備品も含めて高いと思っています。グラスウールも何も入れていないのですよ、内張りにも。現実的には高い。備品も全部入れて1,300万円くらいかなと思っています。そんなに柱も何も壊れていないでしょう。下地から直しても、現実的にはそのくらいでできる。もう少し、子ども達を集めるうえで、しっかりと情報を我々にもお教えてください。

今後、見積りを2社取るか、取らないか。これは町長かな。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

まず見積りの件でございますけれども、予算を取るという、今は予算の枠取りという意味での見積りでありますので、結構細かい項目の精密な見積りです。当然それがなければ見積りになりませんので、取っておりますので、それを基に建築のほうでも確認しまして、特に

大きなそごがないというところで今回の予算措置にいったということでございます。

執行の段階では、見積りを1社から取ってそのまま執行するというのではありませんので、見積りを合わせなら3社、それ以上は、工事150万円以上ですか、入札というふうになっておりますので、その執行段階では当然競争が入って、適正な価格になるものだというふうには思っているところでございます。一応今までは、ほかもそういうふうにしておりまして、よほどの事情がない限りは、入札は入札でやるということでやっております。

また、シェアハウスをやることで収支が合わないというのは当然でございまして、これは公共サービスでやることでございまして、目標は何かというと、高校を存続するためでございますので、高校が残るといふことの利益を金額に置き換えてといふのは難しいですが、まずは残したいのだといふところの経費だといふふうに見ておりますので、この部分で収支が合うということはないと思います。その必要もないと思います。収支が合うのなら合うでいいですが。

今回、一般財源でやりますけれども、今後やる部分につきましては、ここを見本としてPRさせてもらって、生徒の数に応じて増やしていくことになるかと思っておりますけれども、そこについては、第二世代交付金が使え可能性がありますので、そちらの補助事業を使いながら、また起債も使いながら、当町の経費を最小限に食い止めながらやっていくと。

覚悟といえ、お金をかけるのでしたら幾らでもかけられるのですが、なるべくお金をかけない中で生徒を集めたいという効率のいい集め方をしたいというところでありますので、我が町の身の丈にあった中でも高校の存続をしていきたいというところで、非常に苦慮をしながらやっているところでありますので、そこら辺はご理解いただければなと思っております。

以上です。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

全部言わなくても、大体町長も分かっているのだらうと。私も町長も言いたいことが分かっています。

僕が言ったのは、見積りをいただくのは2社ぐらいもらったらいよいよということで、契約は契約だから、入札するのは別物でしょう。見積りと入札は、違いますか。僕の言っていることは間違っていないですよ。だから、見積りだけは2社ぐらいで、これを提示して、早く言えば、エアコンをつけます、水洗トイレはこうです。こちらから提案して、これに対して、この壁を取り払って断熱材を入れたらどうなりますか、取らなかつたらどうなりますか、と2社ぐらいからもらって、それをベースにして入札に臨んだらいかがですかと、私が言いたかったのはこういうことですよ。

入札は十分分かっています、何社指名するというのはちゃんと、指名委員会もあるわけですし、きちっとルールに基づいて入札はされているものと。その前座だから、見積りという

のは。これを基準に、我々が言わなかったら見積りを作れないわけでしょう。ここら辺の改善はできますかということを知っているの、できなかつたらできなくてもいいし、やる努力をするというのか、ここら辺は町長どうですかというお願いをしているところでありませぬ。

3回目で終わりだから、短くていいです。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

見積りは、当然執行段階では、先ほど言いましたように、入札か見積合わせということになると思うのですが、予算段階での見積りの場合は、先ほど言いましたように、今回のものも現場を見てもらっているものですから結構手間がかかって、2社ということはしなかったの、1社でその数字に大きなそごがないかというところでチェックしたところ、そうでもない。安くはないと思うのですが、今の時世だとはしょうがないかなというところだったので、そのようにしましたけれども。予算の段階で突拍子もなく高かったりもするものだから、そういったものについてはチェックをして、ほかからも取ってくれということは実際やっていますので、これからも、予算枠のときもなるべく適正価格でまず予算を組まない、安全価格ばかり予算を組むと予算が組めなくなりますので、その辺も財政のほうには指示をしまして、なるべく複数社から取れるのだったら取ってくれということをやっております。

事と次第によると思うのです。このものが欲しいというのでA社とB社から見積りをもろうというのは簡単なのですが、このように設計するような場合はちょっと手間がかかるので、あまり手を煩わせないで、取りあえず予算でということをやっております、執行の段階では今度は積算しますので、本来であれば設計しますので、その設計書の段階では、そのときの単価にもよりますけれども、それで精密にやっていくということでもあります。なるべく2社以上で見積りを取るべきというのはごもっともですので、可能な限りそのように努めてまいりたいと思います。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

休憩します。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時20分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般会計補正予算、10款教育費の質疑を続けます。質疑はありませんか。

播間章浩君。

○播間章浩議員

24ページ、教育費の大樹中学校補強設計業務でお聞きします。

中学校でたわみが生じておりまして、現状、仮に支柱で支えているという状況が生じているということで、非常に心配な状況ではあります。その修繕のための設計業務ということでご説明がありましたけれども、こちらについて、たしか平成20年に耐震診断もやられているということなのですが、今回の補強の設計業務の中に、改めて耐震診断の項目はあるのか、それはやらなくていいものなのか。現状たわみが生じているとなると、この校舎は本当に大丈夫なのかということでもちょっと心配になるのですが、その調査に入っているのかというのと、しなくていいのか、現状の耐震は問題ないのか、その辺りを確認させていただきませんか。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

大樹中学校補強設計業務の内容についてです。

今回の補正でお願いする内容としましては、耐震診断に関する費用は含めてごさいません。耐震診断におきましては、平成19年に診断を実施しました。記憶なのですが、特に1階付近の耐震性能が低い状況でした。その診断を基に耐震改修設計をいたしまして、第三者機関であります建築士事務所協会から認定をいただいた内容で平成23年に耐震改修を実施してごさいますので、耐震性能においてはあると解釈してごさいます。

補足になるのですが、今回の設計内容につきましては、現状の変形をさらに調査かけて、その診断のときとの差異を求めて、どのような補強方法が一番合理的なのか、校舎を運用しながらの改修工事になりますので、その辺の工期の設定とかも現実的なものを選択していきたいという内容となっております。

また、一部改修に必要なアスベスト調査のほうも含んでいる内容となっております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、27ページ、28ページ、13款諸支出金の質疑を受けます。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、7ページから10ページ、歳入の質疑を受けます。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、歳入歳出全般についての質疑漏れがあれば受けます。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第81号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第82号

○議 長

日程第15 議案第82号令和7年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第82号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和7年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)をお願いするもので、今回は歳入歳出それぞれ219万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億2,819万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、住民課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

西尾住民課長。

○西尾住民課長

それでは、議案第82号についてご説明いたします。

内容については、事項別明細書で説明させていただきますので、8ページ、9ページをお開き願います。

歳出。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費10万3,000円の増。国民健康保険基金利息分に係る積立金の増額となっております。

2款保険給付費、1項療養諸費、2目一般被保険者療養費100万円の増。一般被保険者療養費の予算が不足することが見込まれるため、増額としております。

5項葬祭諸費、1目葬祭費9万円の増。葬祭費の予算が不足することが見込まれるため、増額としております。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金100万円の増。過年度分の国民健康保険税の還付額の予算が不足することが見込まれるため、増額としております。

次に、歳入について説明させていただきます。6ページ、7ページをお開き願います。

歳入。

2款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金109万円の増。歳出における保険給付費の増により、同額を増額しております。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金10万3,000円の増。国民健康保険基金の利息分を増額としております。

5款、1項ともに繰越金、1目前年度繰越金100万円の増。不足財源分100万円分を予算化したものです。

次に、2ページ、第1表、歳入歳出予算補正の歳出をお開き願います。

歳出合計、補正前の額6億2,600万円、補正額、1款総務費から6款諸支出金まで219万3,000円の増、補正後の歳出合計6億2,819万3,000円。

次に、1ページ、歳入をお開き願います。

歳入合計、補正前の額6億2,600万円、補正額、2款道支出金から5款繰越金まで219万3,000円の増、補正後の歳入合計6億2,819万3,000円となるものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第82号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第83号

○議 長

日程第16 議案第83号令和7年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第83号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和7年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第3号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ403万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億4,482万6,000円にするものでございます。

内容につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

水津保健福祉課長。

○水津保健福祉課長兼子育て支援室南十勝子ども発達支援センター所長兼子育て支援室学童保育所長

それでは、議案第83号について、事項別明細書で説明させていただきます。

まず初めに、歳出から説明いたしますので、8ページ、9ページをお開き願います。

歳出。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額42万4,000円の増。今回の

補正は、人事院勧告に伴い、2節給料から4節共済費を職員1名の増額補正とするものです。

次に、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、6目特定入所者介護サービス費、補正額220万円の減。特定入所者介護サービス給付費の執行見込みの精査により減額するものです。

次に、2項、1目ともに高額介護サービス費、補正額200万円の増。2目高額医療合算介護サービス事業費、補正額20万円の増。1目、2目ともに執行見込額の精査により増額するものです。

次に、3款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費、補正額182万3,000円の増。要支援者のサービス利用見込額により、増額するものです。

2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、補正額172万9,000円の増。人事院勧告に伴い、2節給料から4節共済費を職員3名の増額補正とするものです。12節委託料8万5,000円の増は、社会福祉協議会委託分の人件費の増によるものです。

4款、1項ともに基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、補正額5万5,000円の増。基金積立金の精算見込みにより増額するものです。

次に、歳入について説明いたしますので、6ページ、7ページをお開き願います。

歳入。

2款国庫支出金、補正額45万5,000円の増。

3款道支出金22万7,000円の増。

4款支払基金交付金49万2,000円の増は、全て地域支援事業支出増に伴う歳入の増額です。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、補正額5万5,000円の増は、運用基金の積立利子見込み分の増額です。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額238万3,000円の増。地域支援事業と職員給与の増に伴い、一般会計のルール分の増額です。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、補正額41万9,000円の増。地域支援事業費の増額に伴う増額です。

次に、第1表、歳入歳出予算補正の歳出を説明いたしますので、2ページをお開き願います。

歳出合計、補正額7億4,079万5,000円、補正額、1款総務費から4款基金積立金まで403万1,000円の増、補正後の歳出合計7億4,482万6,000円となるものです。

次に、歳入を説明いたしますので、1ページ目をお開き願います。

歳入合計、補正前の額7億4,079万5,000円、補正額、2款国庫支出金から6款繰入金まで403万1,000円の増、補正後の歳入合計7億4,482万6,000円となる

ものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第83号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第84号

○議 長

日程第17 議案第84号令和7年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第84号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和7年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）をお願いするもので、今回は歳入歳出それぞれ587万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億6,168万9,000円にするものでございます。

内容につきましては、特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

瀬尾特別養護老人ホーム所長。

○瀬尾特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

それでは、議案第84号についてご説明させていただきます。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明させていただきますので、8ページ、9ページの歳出をお開き願います。

歳出です。

1款、1項ともに居宅介護サービス事業費、1目通所介護費、補正額132万4,000円の増。給与費改定に伴う人件費などの増額の補正を行うとともに、事業費の確定による減額補正を併せて行うものでございます。給料につきましては、人事院勧告によりまして、1人当たりの月額給料は増額となりますが、年度途中で採用した職員などにより、当初予算の範囲内で収まる見込みのため、補正予算計上はしてございません。3節職員手当等で83万4,000円の増。4節共済費で49万円の増額をお願いするものでございます。

次に、2款、1項ともに介護老人福祉施設事業費、1目介護老人福祉施設費、補正額455万3,000円の増。給与費改定に伴う人件費などの増額の補正を行うとともに、事業費の確定による減額補正を併せて行うものでございます。2節給料21万4,000円の増につきましては、人事院勧告により1人当たりの月額給料は増額となりますが、年度途中より育児休業を取得した職員がおり、当初予算の範囲で収まることなどから、不足が見込まれる再任用職員給料の増額をお願いするものでございます。3節職員手当等で441万1,000円の増。4節共済費で8万1,000円の減につきましては、事業費確定による減額。18節負担金補助及び交付金で9,000円の増につきましては、市町村職員福祉協会負担金の不足分をお願いするものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。

歳入です。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額587万7,000円の増。

次に、第1表、歳入歳出予算補正の歳出をご説明いたしますので、2ページをお開きください。

歳出合計、補正前の額4億5,581万2,000円、補正額、1款居宅介護サービス事業費と2款介護老人福祉施設事業費で587万7,000円の増、補正後の歳出合計4億6,168万9,000円となるものでございます。

次に、歳入をご説明いたしますので、1ページをお開きください。

歳入合計、補正前の額4億5,581万2,000円、補正額、3款繰入金587万7,000円の増、補正後の歳入合計4億6,168万9,000円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

9ページの職員手当等の中の市町村職員退職手当組合負担金は371万円が計上されているのですが、これは何か特別な理由があって371万円という跳ね返りの数字が出てきているのか、不思議なのですが、特別な理由はあるのですか。

○議 長

瀬尾特別養護老人ホーム所長。

○瀬尾特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

今回、人事院勧告によりまして率が改定しております。今回の介護老人福祉施設事業費につきましては、特別養護老人ホームでございまして、正職員が34名おりまして、この人数で計算しますと増額分が371万9,000円となるものでございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第84号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第85号

○議 長

日程第18 議案第85号令和7年度大樹町水道事業会計補正予算(第2号)について

を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第85号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和7年度大樹町水道事業会計補正予算（第2号）をお願いするもので、第2条の収益的収入及び支出では、収益的収入額が収益的支出額に対し不足するため、損益勘定留保資金等から補填する額を4,513万4,000円に改め、収益的支出を389万8,000円減額し、計5億748万5,000円に補正するものです。第3条の資本的収入及び支出では、資本的収入額が資本的支出額に対し不足するため、損益勘定留保資金等から補填する額を1億7,392万9,000円に改め、資本的収入を95万円減額し、計1億8,476万9,000円に補正し、次のページに移りまして、資本的支出を202万9,000円減額し、計3億5,869万8,000円に補正するものです。第4条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費の職員給与費を記載のとおり改めるものです。

内容につきましては、建設水道課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

それでは、内容につきまして事項別明細書で説明させていただきますので、9ページ、10ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部です。

1款水道事業費用、1項営業費用、3目総係費、補正予算額389万8,000円の減。内容としましては、給料141万4,000円の減。職員手当等、扶養手当から通勤手当まで165万8,000円の減。法定福利費82万6,000円の減。事務職員2名分の補正をお願いする内容となっております。なお、人事院勧告に伴う人件費も見込んでございます。

続いて7ページ、8ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入の部です。

損益勘定留保資金等、補正予算額389万8,000円の減。

続いて、13ページ、14ページをお開きください。

資本的収入及び支出の支出の部です。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目固定資産取得費、補正予算額14万2,000円の増。内容としまして、給料12万6,000円の増。職員手当等、扶養手当から勤勉手当

まで合わせて15万9,000円の増。法定福利費7万8,000円の増。退職手当負担金16万4,000円の増と、工事請負費、鏡町地区と南町1号線の配水管布設工事の確定により、合わせて38万5,000円の減。

続いて、2項、1目ともに配水管等補償工事費、補正予算額104万5,000円の減。工事請負費、寿通2丁目線と南町4号線の改良舗装工事に伴う配水管移設工事の確定によりまして、合わせて104万5,000円の減。

続いて、15ページ、16ページをお開き願います。

3項、1目ともに量水器整備事業、補正予算額112万6,000円の減。工事請負費、検定満期メータ器更新工事の確定により112万6,000円の減となるものです。

続いて、11ページ、12ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入の部です。

1款資本的収入、1項、1目ともに工事補償金95万円の減。先ほど資本的支出の配水管等補償工事費の工事請負費の確定により減額となるものです。

損益勘定留保資金等、補正予算額107万9,000円の減。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第85号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第86号

○議 長

日程第19 議案第86号令和7年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第86号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和7年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）をお願いするもので、第2条の収益的収入及び支出では、収入及び支出をそれぞれ153万7,000円増額し、計11億1,915万7,000円にそれぞれ補正するものです。第3条の資本的収入及び支出では、収入及び支出をそれぞれ122万7,000円増額し、収入の計を4,432万7,000円に、支出の計を4,570万7,000円に補正するものでございます。第4条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費の給与費を記載のとおり改めるものです。

内容につきましては、町立病院事務長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

それでは、内容につきまして事項別明細書でご説明させていただきますので、9ページ、10ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部。

1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費で、補正予定額68万3,000円の減。節の給料、手当では、医師及び看護師で当初計画からの減員分、残念ながら採用に至っていない人員分を整理したことによりまして減額となるものでございます。報酬では、循環器内科の開設による出張医報酬の増額。また、会計年度任用職員では看護師の定数割れ等に対応するため、派遣看護師を追加していることによる増額です。法定福利費では、市町村職員退職手当組合負担金に関わる調整率の改定が50%から75%になりましたので、その分増額となっております。

3目経費220万円の増。委託料は、新たな入院体制基準を整備するため、電子カルテシステムのカスタマイズに44万円、コンサルティング業務に176万円を見込むものです。現在、地域一般医療にいわゆる13対1の入院基準を保つ中で、最近の患者数の減少や物価の高騰、また大幅な診療報酬改定を見込むことができない状況を踏まえまして、病床の一部を地域包括ケア病棟とすることで、患者にとっての地域包括ケアシステムの強化と併せて収益の増収を図るものです。

続きまして、2項医業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費2万円の増。令和6年度末に借り入れました企業債560万円の利率が当初予算見込みを上回ったことによる増額です。

戻りまして、7ページ、8ページをお開き願います。

収入の部。

1款病院事業収益、2項医業外収益、2目他会計負担金2万円の増。令和6年度に借り入れました企業債への利率改定に伴う増額です。

3目道支出金151万7,000円の増。物価高騰に対する各支援金と業務の生産性向上及び職員の処遇改善につなげることを目的とした給付金の皆増で、いずれも既存予算に充当するものです。一つ目の医療施設物価高騰支援金につきましては、50床掛ける単価9,500円ということで47万5,000円、医療施設食材料費支援金は単価5,406円掛ける50床ということで27万3000円。3番目の医療分野生産性向上・職場環境整備等支援事業給付金は、単価4万円で50床分、200万円が交付されるものです。3条予算では77万1,000円分を充当するというので、いずれも既存予算の経費に充当することとしております。

続きまして、13ページ、14ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目有形固定資産購入費122万9,000円の増。薬局配備の調剤支援システム機器一式の更新です。平成26年に導入しているもので、以前からシステムがたびたび停止する現象が出ておりましたが、11月中旬にパソコンハードの故障を確認したところでした。内訳は、パソコン、OS、サーバーの更新のほか、調剤支援システムや薬剤分包機との連携設定に関わる費用となっております。

2項企業債償還金、1目企業債元金償還金2,000円の減。令和6年度に借り入れました企業債の利率改定に伴う減額です。

戻りまして、11ページ、12ページをお開き願います。

収入の部。

1款資本的収入、1項、1目ともに一般会計負担金2,000円の減。

3項道支出金、1目道補助金122万9,000円の皆増。薬剤支援システム機器の充当財源です。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

説明があった医療機器購入費の122万9,000円は、薬局のシステムは分かったので

すが、院内にあるシステムなのか、調剤薬局のシステムなのか、ここだけお聞かせください。

○議 長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

院内の薬局にあるパソコン端末になります。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第86号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第87号

○議 長

日程第20 議案第87号令和7年度大樹町下水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第87号につきまして、ご説明申し上げます。

本件につきましては、令和7年度大樹町下水道事業会計補正予算(第1号)をお願いするもので、第2条の収益的収入及び支出では、収益的収入額が収益的支出額に対し不足するため、当年度分損益勘定留保資金等から補填する額を714万8,000円に改め、収益的支出を24万3,000円増額し、計3億3,007万6,000円に補正するものです。第3

条の資本的収入及び支出では、資本的収入額が資本的支出額に対し不足するため、当年度分損益勘定留保資金等から補填する額を9,789万7,000円に改め、資本的支出を35万2,000円増額し、計1億5,201万9,000円に補正するものです。第4条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費の職員給与費を記載のとおり改めるものです。

内容につきましては、建設水道課長兼下水終末処理場長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

それでは、内容につきまして事項別明細書にて説明させていただきますので、8ページ、9ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部です。

1款下水道事業費用、第1項営業費用、4目総係費、補正予定額24万3,000円増。内容として、職員手当等、扶養手当から児童手当まで、合わせて13万1,000円の増。退職手当負担金11万2,000円の増。人事院勧告に伴う人件費見込み増により予算不足が見込まれることから事務職員1名分の増額補正をお願いするものです。

続いて、6ページ、7ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入の部です。

損益勘定留保資金等、補正予算額24万3,000円の増。

続いて12ページ、13ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部です。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目公共下水道建設費、補正予算額35万2,000円の増。内容としまして、給料12万6,000円の増。法定福利費9万4,000円の増。退職手当負担金13万2,000円の増。こちらでは、技術職員1名分の増額補正をお願いするものとなっております。

続いて、10ページ、11ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入の部です。

損益勘定留保資金等、補正予定額35万2,000円の増。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第87号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議 長

これをもって、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

議会運営基準第20の2の規定に基づき、明日3日は休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、明日3日は、休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議 長

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 3時03分

令和7年第4回大樹町議会定例会会議録（第2号）

令和7年12月4日（木曜日）午前10時開議

○議事日程

第 1 会議録署名議員指名

第 2 一般質問

○出席議員（11名）

1番 播間章治	2番 寺嶋誠一	3番 辻本正雄
4番 吉岡信弘	5番 西山弘志	6番 船戸健二
7番 杉森俊行	8番 西田輝樹	10番 志民和義
11番 菅敏範	12番 齊藤徹	

○欠席議員（1名）

9番 安田清之

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	黒川豊
副町長	松木義行
総務課長	吉田隆広
総務課参事	杉山佳行
総務課参事	楠本正樹
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	松久琢磨
宇宙航空課長	菅浩也
住民課長	西尾真也
保健福祉課長兼子育て支援室南十勝こども発達支援センター所長兼子育て支援室学童保育所所長	水津孝一
保健福祉課参事	明日見由香
農林水産課長兼町営牧場長	藤谷満伸
建設水道課長兼下水終末処理場長	奥純一
建設水道課参事	川口賢治
会計管理者兼出納課長	三津田崇
町立病院事務長	下山路博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	瀬尾裕信

<教育委員会>

教 育 長

学校教育課長兼学校給食センター所長

社会教育課長兼図書館長

沼 田 拓 己

伊 勢 巖 則

井 上 博 樹

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長

農業委員会事務局長

穀 内 和 夫

清 原 勝 利

<監査委員>

代 表 監 査 委 員

北 林 博 美

○本会議の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

主 事 補

牧 田 護

佐 藤 有 見

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

1番 播間章浩 議員

2番 寺嶋誠一 議員

3番 辻本正雄 議員

を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長

日程第2 一般質問を行います。

先に質問の通告がありましたので、これより、順次発言を許します。

初めに、5番西山弘志君。

○西山弘志議員

先に通告しております、ごみ排出量の削減対策についてお伺いします。

令和10年度から開始予定の可燃ごみ広域化処理に関し、ごみ排出量の削減対策について、以下の点をお伺いします。

1、新中間処理施設の建設費分担金について、資材価格や労務費の上昇動向を踏まえ、当町の分担金見込みに増減が生じるのか。見直しの有無及び時期、現時点の見込額、増減要因を示されたい。

2、広域後の可燃ごみの収集・運搬体制（回収頻度・ルート・費用等への影響等）の基本方針について示されたい。

3、分担率算定の過程で、事業系ごみの割合が多いことが確認された。これを踏まえ、事業者向けの減量・分別の取組について、これまでの実施内容と今後の取組を示されたい。

4、持込みごみ有料化の導入から1年が経過した。持込み量の推移や減量効果などの検証結果について、いつ、どのような方法で住民に公表するのか、町長の見解をお伺いします。

○議長

黒川町長。

○黒川町長

西山議員ご質問の「ごみ排出量の削減対策について」お答えいたします。

1点目の「新中間処理施設の建設費分担金」につきましては、契約書のスライド条項に基づき、契約額の変更が予定されており、その要因は、賃金及び物価の上昇によるもので、現段階での町の負担額は、令和9年度までの合計で4,500万円程度の増と見込まれております。

2点目の「広域化後の可燃ごみの収集・運搬体制」につきましては、令和8年度中に新中間処理施設の分別方法が決定することから、これと並行して具体的な収集運搬体制の検討を進めてまいります。決定内容につきましては、広報紙やホームページで周知いたします。回収頻度は、これまでと同様の回数としたいと考えておりますが、帯広市までの運搬が必要となることから、運搬委託業務の費用は増加するものと考えております。

3点目の「事業系ごみ」につきましては、年に2回ほど広報紙において減量に向けた周知・啓発を行っておりますが、事業系ごみの減量にはつながっておりません。今後につきましては、引き続き広報紙での周知・啓発を行うほか、減量に向けて効果的な方法がないか検討を行ってまいります。

4点目の「持ち込みごみ有料化による効果」につきましては、実績等について早めに広報紙でお知らせいたしたいと考えております。

○議長

西山弘志君。

○西山弘志議員

まず、大樹町は、十勝管内19市町村の中で人口12番目に対し、負担額は5番目で、分担率は2.25%と高い数値になっています。また、新しくりんセンターは、当初の全体事業費は、約344億円だったのが現時点では371億円で、整備負担金が約7.9%の増が見込まれていると聞いています。

当町の建設負担金は2億円から令和9年度まで2億4,500万円によろしいのか。

また、今後、物価高騰に合わせ、完成の令和10年まで工事負担金を変更するインフレスライド条項で適用していくのか、お聞きします。

○議長

暫時休憩します。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時08分

○議長

再開いたします。

西尾住民課長。

○西尾住民課長

ただいまの事業費につきましては、先ほど町長の答弁にございましたとおり、当初の予定から3年間で4,500万円ほど増加した額になる見込みとなっております。

今後のスライド条項の適用については、これから物価がどのように上がるかによって事業者からの申込み等が検討されることになるのかと思いますが、今のところそのような情報は聞いておりません。

以上です。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

ちょっと分らなかったのですが、要は、今まで2億円ということが、先ほど言われたように、令和9年度は4,500万円プラスの2億4,500万円ということによろしいのか、そこら辺が曖昧に聞こえたのですが。

○議 長

松木副町長。

○松木副町長

大樹町の当初契約に基づく負担金の額は7.8億円でございます。その内訳として、国からの交付金が2.27億円、起債が5.53億円、一般財源が約500万円という形になってございます。2億円という数字は、実質負担という部分で見ているのかもしれませんが、今回4,500万円上がったことに対して、これは町の持ち出しなのです。交付金を除いた額なのですが、ほぼ過疎債が使えますので、そのうちの3割、大体1,350万円から1,400万円くらいの真水での持ち出しが増加するという状況でございます。

以上です。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

1,400万円、何かそこら辺がちょっと、いろいろな資料を見ると2億円で……。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

○議 長

再開いたします。

西山弘志君。

○西山弘志議員

建設負担金というのは、いつ支払われるのか。

○議 長

松木副町長。

○松木副町長

毎年度支払います。例えば今年に関しても、来年に関しても、毎年度、その事業費に合わせて払ってまいります。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

今、毎年度と言われたのですが、毎年度というのは来年から、令和8年度からでいいのか。(発言する者あり) 分かりました。

では、2番目になりますが、広域後の可燃ごみの経費等についてちょっと確認なのですが、町の収集ごみは、町が請け負っている業者が運搬車でくりりんセンターに持ち込んで重さで処理する。そして、事業系ごみはくりりんセンターに持ち込み、同じように処理費を払うということによろしいのでしょうか。

○議 長

松木副町長。

○松木副町長

一般の可燃ごみにつきましては、今現在、地元の収集業者に直送していただきたいと考えてございます。可燃ごみにつきましては、先ほど申し上げました、2.25%が運営事業費として徴収されます。それから、事業系のごみにつきましては、今現在、広尾町と取扱いを協議しているところでございますけれども、大樹町は直送できるのか、広尾町は直送がなかなか難しいかもしれないので既存施設を中継施設として活用したいという意向もございまして、その最終部分は決定してございません。

ただ、いずれにしましても、事業系のごみにつきましては、私どもの一般家庭からのごみと別で、自らの責任において収集して処分場に持ち込むということでございますので、中継施設を使うか直送するか、今年度、若しくは来年度にかけて広尾町と協議しながら最終決定をしてみたいと考えているところでございます。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

当町が収集したごみと企業系ごみが出て、要は、そのごみがくりりんセンターに持ち込まれるわけなのだけでも、そこで、町が収集したごみと企業ごみは合算で町の排出量になるのか。

○議 長

松木副町長。

○松木副町長

排出量としてはなりますけれども、今のくりりんセンターもそうなのですが、事業系は持込みになりますので、持込み料に関しては現在、有料化されています。ですから、持込みごみの処分する額を負担金として、事業者の責任にすると、かかるのはかかるのですが、その分で一般ごみの処理よりは自己負担分を取られるということで軽くなるだろうと。実際その持込みをいくらにするか。今現在170円なのですが、それをどうするかというのは……。

(発言する者あり)

広尾は150円で、くりりんセンターは170円なのですが、これをどうするかというのは、今後、十勝管内の関係者が集まってその辺の見直しを進めていくということになっております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

私が聞いたのは、企業ごみと町の収集ごみが合算されて、それぞれにお金を払うのは分かったのだけれども、そこで、企業系のごみも大樹町のごみとして扱うということは、大樹町のごみのトン数になるのかを聞いたかったです。

○議 長

松木副町長。

○松木副町長

なります。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

それでは、南十勝環境衛生センターに勤めている方の雇用は、そういうふうになると今後変わらぬと思うのです。それは、影響ないのかお聞きします。

○議 長

松木副町長。

○松木副町長

当然、自分の施設での焼却がなくなりますので、影響はあろうかと思えます。ただし、焼却自体はなくなるのですが、リサイクルであるとか、粗大ごみであるとか、持込みごみであるとかという対応がございますし、若しくは持込みごみをもし新くりりんセンターの中継施設において直送するという可能性が残ってもおりますし、なおかつ埋立て処分場もまだまだ稼働しますので、どれくらいの余力が生まれてくるかというのは、担当者の話をしっかり聞きながら、今後の検討事項になろうかと思ってございます。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

それでは、3問目になりますが、町のごみ減量対策に対して、生ごみ処理器購入補助金、購入をお手伝いするということですが、その購入内容をお聞きしたいと思います。

また、町長が以前、「ごみの減量化は非常に大事なことで、分別が徹底されていない、生ごみに水分が多い、水分までお金を払う、水分を含んだままだと大変な料金がかかり、それが全て町民の負担に跳ね返ってくる」と答弁されたわけですが、実際にごみステーションのごみを見ていると、分別が本当に悪いです。それと、水分を含んだ袋で下に水が溜まっているのも見当たります。生ごみの七、八%は水分と言われているわけです。

そこで、例えばいろいろな方法があると思うのですが、ネットを利用して水分を絞り出すという方法があって、そういう工夫が必要だと思います。例えば水切りネットなどを町民に配布してはと思います。いろいろなアイデアがあると思いますがいかがでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

ごみの減量については、大変重要なことであるというのは答弁したとおりでございます、その啓発事業として、毎月キャンペーンのように広報紙でごみの出し方、分別、資源ごみ、今まで燃えるごみに出していたものも資源ごみになる部分がたくさんあるのですよという周知はしているのですが、なかなか徹底が進まないというところがあります。辻説法ではないですが、高齢者の集会ですとか、あるいは町内会の会合のときに説明するというようなことも、若干やっているのですが、まだまだこれからも必要かなというふうに思っております。

ネットで水を切るというのは、家庭でされているのかなとは思っていますが、そういったことの方法も有効ですよということも啓発していきたいなと思います。生ごみ処理機につきましても、一定程度導入が進んだところではありますけれども、収集量の数値にはなかなか跳ね返ってくるまでいっていないかなという感じであります。

まだまだこれからも続けていきたいと思っておりますが、ネットで絞る、ネットを配るというのも一つの方法というのはありますので、その方法がいいかどうかというのをちょっと検討してみたいと思いますが、何せ啓発、周知というところにまだまだ努力していかなければならないと思っております。

帯広の新しい処理センターの収集方法が若干変わるかもしれないというところがありますので、そこがはっきりしたときには、またその周知も含めて一緒に減量の周知も強力にやってもらいたいと考えております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

いろいろな方法はあると思います。

そこで、当町の可燃ごみは、家庭系ごみで約550トン、事業系で950トンです。他の町村と比較すると、家庭ごみより事業系ごみが多いのは当町だけなのです。結局よその町だったら、家庭ごみの半分ぐらいが事業系ごみです。調べたら分かると思います。

また、大樹町より事業者の皆さんへということで、事業系ごみの持込みの有料化の中で、収集ごみは減少しているが、持込みごみは増加、事業系ごみは大幅に増加し12%の増です。そこで、家庭ごみをなんぼ削減、削減と言っても、事業系ごみが増加しているという状況は、町のごみ排出量の削減にはならないのではないかと思います。家庭ごみの量は、よその町と比べたらそれほど高い数値ではないのですが、事業系ごみは非常に高い。そのために、1人当たりのごみ排出量は管内で一番になっています。

これは、今後、町にとって厳しい財政の中で大きな負担になると思います。そこで、運営維持管理が令和10年度から14年までごみ処理の実績に基づき、令和15年に新しい分別が見直されるわけです。令和10年までのごみの排出量対策に対して事業系のごみの削減、徹底、指導は、先ほど町長から広報とありましたけれども、そうではなくて、やはり出向いてでもお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

事業系のごみが多いというところで、後ほども出ますけれども、有料化にしてもあまり減らないというところが、どうしても出さなければならないごみが出ているのかなというところは思います。実は、町の施設で出ている部分も結構あるかなと思っていて、要は、生ごみで、残さがそのまま出ているというところでは、重さで測りますので残さが大きなウェートを占めているのではないかと考えております。その点では、残さが出る施設、給食センター、特養、病院に関しては、まず生ごみ処理器の導入を考えていきたい。結構経費がかかるのですが、それはごみとして出さないで、そこで堆肥化するのだというようなことも取り組んでいこうと思って、今予算の審議に入っているところであります。

そういったところで、町の施設から出るごみを減らすことの努力をまずしていったら、それを手本になるようにほかの事業所にも広めていくというようなことを取り組んでいきたいなと思っております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

町長が今言われたとおり、そういう施設からの生ごみをいかに減らすかと。

今後、生ごみをくりりんセンターに持ち込んでいくわけですが、そのごみをまず減らすことが大事だと思うのです。それにより運営管理費、分担率を下げるのが大事だと思うので

す。ごみ排出量の削減のアイデアがいろいろとあると思うのです。私の考えとか例として、生ごみのリサイクルです。独自処理、肥料化施設などで減量化、いわば地産地消の取組です。そういうものを使って、堆肥化して独自の処理施設、例えば今使われていない堆肥場をお借りして、これは一つのアイデアで、そういうことはちょっと考えたらそんなに難しいことではないと思うので、いかがでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

一つの方法だと思います。

実は、生ごみリサイクルをやっている町もありますので、そちらのほうに視察もしております。一長一短あるというところの報告を受けております。生ごみだけが出てくればいいのですが、どうしてもいろいろなものが混ざっていて、なかなか堆肥化に結びつかないとか、悪臭がするとか、いろいろあるのはあるのです。ただ、いい面ではごみ全体が減るところと、リサイクルという考え方がいいというのは承知しているのですが、町全体で生ごみの処理センターをやるかどうかというのは、ちょっと先の議論になっていまして、まずは、自分のところのものは自分のところで処理するということをやろうかなと思っておりますが、将来的に一括してやるということも踏まえて検討を進めていきたいなと思っております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

そこで、広報たいきでは「今こそみんなでごみを考えよう」とナンバー32まで配布されているわけです。いつも見るのですが、同じような内容でマンネリ化していると思うのです。もっとインパクトのある内容で、町民の方の目を引く内容を考えていただきたいと思えます。そのためには、よその町との比較や内容などを載せるのもよろしいかと思えます。

それで、最後に、町長に令和10年までのごみ排出量の削減目標について伺います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

具体的に、何トンにするとか、何%減らすという目標を掲げてはおりません。なるべくやれるだけやるということに進んでいるのですが、ある程度数値目標を持って、そこに向かってということも必要かもしれませんので、ちょっと検討してみたいなと思えます。まずは10%削減とか、そういった10%とかはぬるいかもかもしれませんけれども、目標として掲げることも必要かもしれませんので、今後のごみ減量対策の中で検討していきたいと思えます。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

管内の人口が12番目であれば、ごみの排出量も12番目を指す。令和10年までに目標12番目という数値を出していただきたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長

次に、11番菅敏範君。

○菅敏範議員

それでは、先に通告してありました、部活動の地域移行実施について伺いたいと思います。

部活動の地域移行の取組は、「地域連携協議会」で運営形態と指導者の確保、財政措置や小中高の連携について協議を進め、運動部は陸上競技、文化部は茶道をモデル事業として参加者の募集を進めることになっていました。そんな中で、3月で休日の部活動の地域移行の「3年間の改善推進期間」が終了することになっていましたが、補足しますと、実は、11月19日にこの質問書を提出したのですが、それ以降に動きがありまして、国の方向転換と道議会の今後の素案がマスコミ報道されました。そのことを含めて後ほど追加をさせていただきますと思います。

人口減少と少子化で子どもがどんどん減り続ける多くの町村では、4月からの本格実施に向けて課題と悩みの解決を目指している実態もいろいろマスコミ報道されているのですが、大樹における現時点での取組経過と今後の在り方について、次の項目について考え方を伺いたいと思います。

1点目は、地域移行を考えている運動部・文化部の種目について。

2点目は、運営形態と指導者の確保について。

3点目は、小中高及び近隣町村との連携について。

4点目は、地域移行できない部活動の今後の取扱いについて。

これは、4月から休日の地域移行をする前提で申し上げましたので、若干素案によって変わりますが、現時点で地域移行にいけないという解釈をしていただきたいと思います。

最後の5点目は、財政措置と町職員の対応についてであります。

よろしくをお願いします。

○議長

沼田教育長。

○沼田教育長

菅議員ご質問の「部活動地域移行実施について」お答えいたします。

1点目の「地域移行を考えている部活動・文化部の種目について」であります。現在実施しておりますモデル事業の検証結果を踏まえて考えていくことが重要であると考えております。

これまでの取組を通じて、運営体制の整備、指導者の確保、財政措置の在り方など、具体

的な課題も明らかになってきておりますので、次年度につきましても、引き続きモデル事業を継続し、学校、地域との連携や環境整備を進めながら、無理のない形で地域展開が可能となる部活動の種目を検討してまいりたいと考えております。

2点目の「運営形態と指導者の確保について」であります。運営形態につきましては、今年度の取組の検証を通じて、本町の実情に合った組織体制の在り方を検討してまいります。

また、指導者の確保につきましては、現在の登録状況は15種目、20名となっておりますが、引き続き、子ども達や学校のニーズに応えるべく、人材バンクへの登録を呼びかけてまいります。

3点目の「小中高及び近隣町村との連携について」であります。現在実施しておりますモデル事業では、それぞれの学校における部活動に対する方針もあり、連携を図るまでには至らなかった点も踏まえ、次年度、モデル事業の継続を通して、小中高の連携や中学校と高校の部活動の接続の在り方を検討していかなければならないと考えております。

また、近隣町村との連携につきましては、一部の団体競技において、他町村の学校と連合チームを編成し、練習や大会に参加しておりますが、それぞれの町村によって状況が違いますので、情報共有を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

4点目の「地域移行できない部活動の今後の取り扱いについて」であります。子ども達の学習の機会と安全・健全な成長を最優先に考え、教員顧問による指導体制は維持しつつ、部活動指導員などの配置も検討し、指導の安定化・持続化と安全管理の徹底を図ってまいりたいと思っております。

5点目の「財政措置と町職員の対応について」であります。今年度は指導者の謝礼などを予算措置しております。部活動の地域展開を安定的かつ地域の実情に合わせて持続可能な形で展開するための安定的な財源確保は必要不可欠と思っておりますが、モデル事業終了後は、どのように財源を確保するのかなど、これから検討しなければならない課題だと思っております。

また、今回のモデル事業では、陸上競技で3名、茶道で1名の町職員が指導者として協力しております。

令和8年度に向けてモデル事業を継続し、今年度の課題の解決に向けて取り組んでいくとともに、陸上競技と茶道の活動を定着させ、子ども達が継続的にスポーツ・文化活動に親しむことができるよう、部活動の地域展開につなげてまいりたいと考えております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

今、答弁をいただいたのですが、再質問させていただきたいわけですが、全ての答弁が4月から実証しているモデル事業の陸上競技と茶道なのですが、この継続に関連する内容で、今年の4月以降はどんな取組がされて、どんな新たな進展があったのかということが、全く

見られていないと言えるような状況であります。

先ほども申し上げましたが、部活動の地域移行については、2022年に国がガイドラインを示して、2023年から今年度2025年までの3年間の改善推進期間を経て、学校教育から社会教育に移行すると。とりあえずは、2026年度以降は休日の部活動を全国でやりきろうという目標だったはずであります。

ところが、先ほど申し上げたように、国のガイドラインの変更等があって、道教委が11月25日に道議会の文教委員会で新たな素案が示され、それがマスコミ報道されました。ですから、様変わりはしたのですが、本当は2026年度から休日の部活動が地域移行するという前提だったのですが、6年間ぐらい先延ばしになったという実態なのです。

4月以降、今、教育長の答弁にありましたモデル事業は、陸上競技と茶道です。陸上競技には3名の外部指導者がいて3名は役場職員、茶道も1名の指導者がいて役場職員ということなのですが、どんな形で対応されているのか。休日だけ地域指導者が対応しているのか、平日も対応しているのか、学校との連携が確立されているのか。まずここをお聞きしたいと思います。

○議 長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長兼図書館長

まず、モデル事業の状況でございますが、当初4月からスタートということでしたが、環境が整わなかった関係で、7月15日から陸上はスタートし、茶道については翌日7月16日からスタートさせていただいております。

陸上につきましては、毎週火曜日の中学校の部活動の時間に合わせまして行っております。指導者につきましては、先ほど教育長から答弁がありました役場職員3名が外部指導者として参加しているところでございます。子ども達につきましては、小学生が6名参加している状況でございます。場所については、中学校のグラウンドをお借りして、中学生と一緒に合同練習を行ったということでございます。

茶道については、7月16日からスタートしまして、毎月第1・第3水曜日の放課後、場所については大樹高校の茶道室をお借りして実施をしているところでございます。参加者につきましては、小学生1名、中学生1名ということでございます。外部指導者につきましては、町職員1名と、あと小学校の教員1名、それと民間の方1名ということで、3名に協力いただいて実施しているところでございます。

休日の部分については、長期休業中の夏休みは、平日朝8時から11時までの間、外部指導者も参加して行っていたところでございます。あと、学校との連携につきましては、私が学校と指導者、児童生徒とのやり取りをコーディネートしたという実態でございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ちょっと意外な話だったのですが、中学校の部活動を地域移行するという話からスタートしているのですが、陸上競技が7月15日からスタートして、毎週火曜日の平日にやっていて、小学生が参加しているというのですが、実はこのモデル事業というのは、私の理解としては、中学生がやっている陸上競技の部活動を土日は教職員がやらないで外部指導者がやると。それをモデル事業としてやっていき、成果というか検証結果でほかの競技にも生かすという解釈をしていたのですが、中学生はどうしたのですか。

○議 長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長兼図書館長

中学生も一緒に練習をしております。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ということは、ちょっと解釈に苦しむのですが、毎週火曜日に小学生と中学生が一緒になって、教職員と外部指導者で陸上競技の練習をしていると。土日はどこに行ったのですか。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

本モデル事業の内容に関わってでございますが、先ほど議員おっしゃいましたとおり、当初、国の方針としては、まずは休日の部活動から地域移行しましょうということでございました。それを受けまして、本町の部活動等の連携協議会で、本町の実態を踏まえたときに、本町の地域移行の在り方をどうしていこうかという基本の相談をしたときに、外部指導者が入るときに、週末だけ行くのでは子ども達との信頼関係だとか、平日の練習の内容とかが分からないまま外部の指導者が入ったときの子ども達の混乱等を考えたときのデメリットを踏まえ、本町では、平日から指導者が入って子ども達と一緒に練習をして、顔なじみ、指導の継続化が図れるような、そういった在り方がうちの町の実態に合っているのではないのかというスタートのもとに、今年度のモデル事業をスタートしたところでございます。そういった意味で、今年度のモデル事業は、平日に行ったということ。

そしてもう一つは、中学校の先生方の働き方改革、それから少子化に伴う部活動の持続化ということで地域移行ということがスタートしたというのは、国レベルでは全くそのとおりでございます。しかしながら、本町の実態を考えたときに、中学校の部活動だけではなく、小学生から子ども達の運動、そして文化活動の環境整備を進めることが大事ではないのかということで、小学生も一緒に地域クラブ活動に取り入れて実施していくという方向性で、

今年度のモデル事業を進行してきたところでございます。

以上でございます。

○議長 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

今、教育長が言われた、ずっと通してやっていくことを目指すという方向性は、僕は間違っていないと思います。ですから、私の考えとしては、もともと地域移行ではなくて学校教育で行くべきだと。地域移行にするのであれば、平日も通してやるべきだという考えだったのですが、国のガイドラインと方針があって、話は、まず土日を先行させて、それに基づいて平日に向かうのだということだったので、今の段階でいうと、大樹の陸上競技の場合、スタートに3年間与えられたというか、試し期間の改善期間の3年間に求められている土日がなくて平日の火曜日に一緒ということは、それをモデル事業にしてほかの競技にも参考にしていきたいという話は、何も参考にならないという気がするのです、場合によっては。

どうしているのかと聞いたのは、この陸上競技は、週1回火曜日だけやって、あとの平日と土日は全く何もしていないという解釈になるのですか。

○議長 長

沼田教育長。

○沼田教育長

先ほど申し上げましたとおり、本町のモデル事業は、まず平日からの指導を定着させていこうということでスタートしたものでございますので、休日・土日にやっていくということは、今のところ考えておりません。まずは平日からということでスタートしているところであります。

以上でございます。

○議長 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

この話になると、この後に議論する、国のガイドラインの改定したもの、それから道教委の素案と全く相反する形なのです。道教委の調査によると、数字が別にあるのですが、休日の部活動があって、運動部で土日に地域移行しているものがこの程度あると。それから文化部も七十何ぼあって、そのうちの何%が地域移行していると。多分全国的にそういう状況だから、国はちょっといかんということで、それを6年間、2031年度まで、ノルマとしてというか、休日の部活動を全て地域移行するというふうにチェンジしたのです、そういう報道になっているのです。道教委も、その中で前期3年間、後期3年間で休日の地域移行を実施したいと。

それ以降のことはあまり触れていないと思うのですが、それ以降に平日もやりたいとい

う方向だと思っているのですが、大樹は、土日はしないで平日からスタートと。平日の部活動は、茶道も陸上競技もやられていないという認識になるのですか。

○議 長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長兼図書館長

通常どおりで、部活動は、日曜日と水曜日が休みの日ということで設定されておりますので、それ以外は、中学校は部活動を行っております。ただ、火曜日については、小学生も含めた合同で活動しているという状況でございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

やっと理解しました。

ということは、中学校の部活動は、日曜日と水曜日を抜かして、月、火、木、金、土にやっている。その中の火曜日の一日だけを小中合同で連携してやっている。ということは、土曜日は、地域移行ではなくて教職員だけでやっているという理解でいいのですね。

僕が心配したのは、土日を外部指導者がやって、平日を教職員がやると、例えば陸上競技の練習のやり方を外部指導者がマスターしないと、全然違う練習をするようでは駄目でないかと。その連携が大事ではないかと思ったので聞いたのですが、一日だけでも合同でやっているとなれば、練習方法等は浸透しているというふうに理解したいと思います。

移ります。僕は、休日の地域移行が、現時点で陸上競技と茶道は定着しているという理解をしたのですが、今の話でいうと、休日ではなくて、茶道も含めて平日に外部指導者がやっている。ですから、そういう実態を検証して、次に生かしたいという理解をせざるを得ないと思いますが、それでよろしいですか。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

菅議員が先ほど申されました、国の方針、道の素案、それと大樹町の方針に差があるのではないかとこのころがあったと思うのですが、私どもこういった方針を立ててやっているのですが、私どもの基本的な押さえ方としては、地域の実情に応じたという、このころが一番大きなキーワードだと思っております。したがって、全国一律の取組ではなくて、地域の実情に合わせた形ということで、その一つが私ども平日からの地域移行ということで進めているところでありまして、また、この取組につきましても、道教委のほうからも二度ほど説明とか情報提供をいただいたりした折に、大樹町の取組も併せて説明させていただきながら助言等をいただいているところでもありますけれども、そのときには大樹町の取組として、しっかり評価いただいている部分があったということで、まずスタートとして

は間違っていないかと思っているところでもあります。ただ、今後、国全体としては土日の展開ということでもありますので、さらに土日はどう展開していくのかということについて、道教委からいろいろ情報をいただいて取り組んでいかなければならないかなと思っているところでもあります。

ただいまご質問のありました、今後につきましては、モデル事業を生かしまして、平日の活動が今動いておりますけれども、さらに回数の妥当性とか、あるいは参加者をもう少し増やしていくとかということが課題になっていくかと思っておりますので、まずは平日の活動の充実、拡充を図ってまいりたいと思っているところでもあります。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

大筋は分かりました。

ただ、地域移行の話のスタートは、まず全国的にいろいろな壁があるから、土日からやって、それが定着したら平日もという方向で流れてきたのですが、大樹は進んでいるのですよ。ただ、楽だというか、やりやすいから土日を外部指導者に任せたいという方向だけは取り残されているのですが、平日をどうしていくかという議論をするなり、平日が定着することは、ほかの競技でも、僕はいいと思っています。そこは否定しません。ただ、土日のこともあるので、延ばされた6年間で土日をまずやりきろうということですから、土日は何とかしなくてはならないのです。そういうことで、今後進めていただきたいと思っております。

質問の2番目の運営形態や運営団体なのですが、大樹町にあったスポーツ環境の整備を検討するということになっていたのですが、先ほど答弁にありました、外部指導者を20名確保していると。それから、実際にやっているという中で、運営団体は教育委員会直轄という形なのですか、例としてNPO法人等があって、そこに委託契約をするというような方向なのか。聞いていると、教育委員会と直結のような形になっているのですが、それはどうなのかお聞きしたいと思います。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

運営団体、運営形態でございますが、菅議員お話のとおりでございます。町村直営の形と地域スポーツ団体等が運営していく形と、全国的にも管内的にもその二とおりがあらうかと思っております。

本町におきましては、現在、団体には受け皿的なところがないものですから、町教委が地域の指導者と連携しながら進めていくという形で、あえて分けるのであれば、町村型の運営ということをやっているところでもあります。

ただ、今後考えたときに、先ほどの答弁の中で、井上課長がコーディネーターとして対応

していただいているということですが、今後そのクラブ数が増えるとか、あるいは参加する児童が増えていくとか、指導者の数が増えるとなりますと、当然今の対応では対応しきれなくなりますので、こういった形が持続的、継続的な運営体制になるのかというのは、今年度やってみて明らかな大きな課題に見えてきたところでございますので、間もなく今年度の検証が終了しますモデル事業を協議会等でしっかりと検討して、次年度より持続的、継続的な運営団体の形、人の充て方といったことを検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長

菅敏範君。

○菅敏範議員

分かりました。今の時点でいうと役場職員主体ですから、教育委員会主体で大丈夫なのかもしれませんが、今後いろいろなことがありますから、それはぜひ継続協議をしていただきたい。

外部指導者20名と言われましたが、多分、役場職員、退職者、一般の人、教職員、この程度になると思いますが、その人数の内訳を把握していれば教えてください。

○議長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長兼図書館長

20名の関係ですが、役場職員については茶道と陸上ということで4名、それともう一方いますので、役場職員は5人が登録されております。それ以外の方では、学校の先生、JAという団体の部分でのご協力をいただいている方、又は民間で少年団に関わっている指導者の方で、細かい内訳はないのですが、そのような形で登録をいただいているということでございます。

以上でございます。

○議長

休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

菅敏範君の一般質問を続けます。

菅敏範君。

○菅敏範議員

2点目の関係につきましては、おぼろげながら、実態が分かったような気がします。

次に、3点目の小中高連携と近隣町村との連携について伺いたいと思います。

これまで、町内の推進協議会、そして南十勝の会議等を踏んできています。そういう中で、少子化の中では、運動部、文化部含めて人数の少ない個人種目は案外対応が楽なのですが、例えばサッカー11人とか野球9人とかになりますと、予備要員も含めて最低十数人いないと単独チームは組めない。そうなれば、少子化の中では、やはり近隣町村と連携すると。

答弁の中でもありましたが、今学校でやっている中では、近隣町村との連携がうまくいっていると。ただ、近隣町村との連携が学校単位でやる時にはうまくいっているけれども、地域の連携になったらうまくいかないというのは、そこは大人の論理で、それは協議に協議を重ねて、子ども達の将来を見据えたら、近隣町村はどこも、人数がいないことでは苦労していると思うので、そこはぜひ、これからまた期間が長くなるという方向づけもありますので、そういうのを詰めていって、近隣町村の連携のネックになっている部分を切り開いて、本当に目的に向かってきちっとした継続協議ができるようにしていただきたいと思います。うのですが、教育長にその決意をお聞きしたいと思います。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

今後の近隣町村との連携した部活動の地域展開の今後の在り方についてでございますが、菅議員が申されたとおりでございます。今現在、学校間での合同チームという形では、それぞれ工夫をしてやっております。それで、中体連の大会等にも子ども達が意欲的に参加していると聞いているところでもあります。

こういった団体種目を地域移行のクラブ活動等に移行していくときには、やはり近隣の連携というのは決して欠くことのできないものだと思っております。南十勝のレベルでは、各担当者、そしてまた南十勝の各自治体では、そういったことをやっていかなければならないという意識については、今現在も共有できているところがございます。しかしながら、その実現のためには、運営体制、責任の所在をどう明らかにするのかとか、移動手段をどう支援していくのかとか、あるいは財政負担の部分の配分を町村ごとにどうしていくのかとか、一番は各町村でそういった地域移行に関する取組の今現在の考え方の温度差等があるものですから、すぐにはそういったものを解決していくということは難しいのですが、将来的には必ず必要なことだと思っておりますので、そういった課題解決に向けて、今年度も取り組んでまいりましたが、今後より一層スピード感を持って実務者レベルも含めて協議を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

少子化の実態の中では、そのことが一番大事であって、お金の話とかいろいろあるのですが、そのことが解決できなければ、ほとんど前に進まないという状況ですから、ぜひよろしくをお願いします。

その連携のもので、小中高の連携は、この議論の冒頭から、大樹では小中高の「大樹学」の問題もあるから、小中高の連携を重視してやりたいということで進んできたのですが、それは大原則かもしれませんが、実態として大樹高校の部活動の実態を見たら、小中と比較して、小中高の連携がどうも切れてしまうというのがあるので、僕は、小中高連携はいいのですが、これからの議論の中心を小学校の、例えば少年団活動と中学校の部活動を9年間の帯で連携することを重視して取り組むべきだという、高校のものを捨てれというのではなくて、そこよりも小中の9年間の、ほかの町村では幼児からという取組もありますけれども、最低9年間の連携を最重点に取り組むことで協議を進めていただきたいと思うのですが、それはいかがですか。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

小中高の学校間連携の在り方についてでございます。

今申されましたとおり、先ほどの陸上の取組を含めて、小と中は比較的円滑に連携が進んでいるところがあるのですが、高校とは部活動の在り方等について根本的に違うところがあったりもして、なかなか連携がうまくいっていないところがあるというのも事実でございます。

小中の連携に関してでございますが、少年団と中学校の部活動で種目がつながるものも本町にはございます。そういったものの連携については、今後しっかり考えていかなければならないかなと思いますが、課題ばかり申し上げて恐縮なのですが、野球等であれば墨間が違っていたり、ボールの大きさが違っていたり、バレーであればネットの高さが違ったりとか、子ども達の発達段階によって一緒に練習できないような場面もあるやに指導者のほうからも聞いてございますので、そういったことは別として、一緒にできるものは何か、一緒にやったほうが効果の上がることは何か、そういった観点では十分に連携していくことができるかなと思いますし、連携することによって、進学したときに部活動にスムーズなつながりというのを持てるかと思っておりますので、小中の連携をどう高めていくのか、充実させていくのかということについても、視点の一つとして、次年度はしっかりモデル事業も通しながら検証してまいりたいと思います。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

今、困難な理由を並べていただきましたけれども、言われましたネットの高さが違うとか、それはあるのです。そんなことを言ったら、小中の連携はできないですから。でも、やっ

ているところはあるのです。高さを使うところだけではできないかもしれないけれども、準備体操だとか、例えばバレーでいうとレシーブとか、そういういろいろな基礎練習とかはやっているところがいっぱいあると聞いているのです。南十勝でも、小中の連携でその競技をやるという町や村もあるのです。ですから、何が違う、何があるというのは、それは理由であって、それを克服するのがこれからの体制なのです。だから、理由だけ並べてくるということは、それはやっていこうというのではなく、やりたくないことの、真綿にくるむというか、そういう理由になるので、そこを取っ払うように、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

そして、先ほど教育長が言ったように、それをやる中で、今一番大切なのは、子ども達に不安な感情というか、思いはさせないということなのです。

次の4点目に移りたいと思います。

4点目に、移行できない、土日の地域移行に行けないのはどうするのだと言ったのですが、土日の移行については、道教委の素案があって6年間延びたということで理解していいですか。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時19分

○議 長

再開いたします。

沼田教育長。

○沼田教育長

国の方針、道教委の素案の中で示されているものは、菅議員がおっしゃったとおり、今現在まだ全ての町村でこういった環境が整っていないということで、さらに実施に向けた期間が延長されたというように押さえております。そのとおりだと思います。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時20分

○議 長

再開いたします。

菅敏範君。

○菅敏範議員

休日の部活動が地域移行できないということの扱いは、冒頭申し上げましたが、3年間の改善推進期間が切れたら、2026年度からやらなければいけないというのが6年間延びたので、今後じっくりと言ったら語弊ありますが、いろいろな課題の克服の期間が与えられたということで、ぜひそれに向かって進めていただきたいと思います。

そして、今度は6年間の中できちっとしたものができなければ、これは小学生からずっと中学生まで、例えば個々人違いますけれども、文化部でも運動部でも、自分が決めた道を真剣に歩んでくる子ども達が、小学校で頑張っても中学校では駄目だからということが今までであったけれども、大人の理由でできなくなったからやめなければならないということにならないように、夢や希望を摘むことのないように、僕はこれからの6年間で一つの勝負の期間だと思っているので、それをぜひ取り組んでいただきたいと思いますし、そうでなければ、大樹中学校ではこういう部活動が憂えていますと、もう2032年度以降は野球部がなくなりますとなったら、小学校で野球少年団に入った子ども達も、それは困るということで、親と一緒に大樹から離れるとかという課題も出てくるので、ぜひそこは取り組んでいただきたいと思います。

最後に、町長に伺いたいのですが、本当は民間委託がベターなのかもしれませんが、教育長が言われた町職員が対応するという中で、そうすると、役場の職員の勤務時間帯とかもありますから、どの程度派遣できるのか、それと地域おこし協力隊の採用等で、地域移行に対してバックアップする体制を取っていく考えがあるのかお聞きしたいと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

町職員の中にスポーツの指導ができる者がおまして、協力するということについては、職場を挙げて協力していきたいなと思っていますところであります。

現在、勤務時間中に対応する場合においては、職務専念義務免除という制度がございまして、仕事を離れていいですよということで、届出さえすればいけるという体制にしておりまして、また時間外におきましては、別途報酬を受けるということも可能であるという体制を取っております。

今後もそういった対応を柔軟に対応できるように、いくらそういう制度があっても職場が忙しくて離れられないというときもあるとは思いますが、なるべく周辺の職員も協力しながら、協力できるような体制を取っていきなすと思っています。また、協力隊の採用での対応ということも十分視野に入れて考えたいなと思っています。

これとはまた別なのですが、いろいろ高校の地域みらい留学の関係でのお世話をする人も必要になってきますので、そういったことも兼ねながらスポーツ指導もできるような人というのがいないものかということで、今募集をかけようかというところがございますので、地域おこし協力隊などの制度も利用しながら対応してまいりたいと考えております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

分かりました。

今、町の子ども達は様々な分野で、文化部でも、吹奏楽が全道で優秀な成績を収めたり、それからスポーツでも野球少年団やサッカー少年団、スケート少年団とか、様々な分野で活躍している実態を私達も承知しています。ですから、将来に向かって夢を持ってやっている子ども達に対して、町長が言いましたように、地域おこし協力隊の扱い、そして財政措置を含めて、それをぜひまちぐるみでバックアップできるように、今の活躍を後押しできるような体制をぜひ築いていただきたいということを申し上げまして、蛇足ですが、多分出てきます、これから2031年度までの国がガイドラインを改定して延期した6年間で、今後に向かって十分熟慮するような形で取り組んでいただきたいということをお願いしまして、一般質問を終わりたいと思います。

どうぞよろしくをお願いします。

○議 長

次に、1番播間章浩君。

○播間章浩議員

先に通告しておりました町有地の活用と産業用地の確保について、町長にお伺いいたします。

大樹町において、令和7年10月末現在での人口が5,200人を切り5,196人となり、着々と人口減少が進んでおります。今後の人口減少対策のさらなる強化と地域産業振興の観点から、町有地の利活用と宇宙関連産業や新規企業の進出に対応する工業団地・産業用地の確保と整備が必要であると感じております。

町有地の現状として、町として今後の取組や方針について、以下の点をお伺いいたします。

- 1、町内に存在する未利用の町有地の面積と現状及び今後の利活用の計画について。
- 2、町有地を活用した移住者支援・企業誘致について。
- 3、工業団地・産業用地の確保と整備について。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

播間議員ご質問の「町有地の利活用と産業用地等の確保について」お答えいたします。

1点目の「町内に存在する未利用の町有地の面積と現状及び今後の利活用計画」につきましては、以前は公共施設・公営住宅敷地などであった土地で、建物解体等により未利用となっている土地がいくつかあります。市街地では、青少年会館跡地6,000平方メートル、

旧日方団地跡地 8,200 平方メートル、新通団地跡地 3,000 平方メートル、川南会館跡地 3,300 平方メートルなどがあります。市街地以外では、各地域の旧小中学校のグラウンド跡地など未利用地となっている現状です。このうち旧日方団地跡地は、令和 8 年度以降に宅地分譲をすることで準備を進めております。

2 点目の「町有地を活用した移住者支援・企業誘致」につきましては、旧教員住宅や町営住宅を大樹町ワーキングステイ住宅として 3 棟整備して移住促進を図っているほか、企業誘致等を促進するため、大樹町経済センターにサテライトオフィスを設置しております。

今年度の利用状況は、ワーキングステイ住宅に 13 件、330 日、サテライトオフィスは 6 社と契約しております。

また、町有地に限定しているものではありませんが、I ターンやU ターンによる就職を促進するため、東京 23 区から北海道に移住し、移住支援金対象法人に就職した方を支援する移住支援事業を北海道と連携して実施しているほか、町内に工場等を新設又は増設する企業に対して、大樹町企業立地振興条例に基づき助成しております。

3 点目の「工業団地・産業用地の確保と整備」につきましては、現在は、準工業地域内に平成 3 年に分譲を開始した川南工業団地があり、利用可能な土地が 3 区画あります。

当町では、「北海道スペースポート」として、人工衛星軌道投入用ロケット射場（LC1）の整備を進めており、来年 9 月の完成以降は、ロケット打ち上げ事業が本格化し、それに合わせて宇宙関連事業による人の往来や経済活動が今まで以上に盛んになることが期待されております。第 6 期大樹町総合計画においても、これらの状況を鑑みて、企業誘致と雇用促進のため、用地の確保やインフラの整備を施策として掲げているほか、令和 6 年 3 月に改定した都市計画マスタープランでも、市街地周辺の一部を新産業推進 PR 拠点として位置づける考えを示しています。

また、帯広・広尾自動車道の大樹インターチェンジまでの延伸が間近に迫っており、物流や人の移動にも変化が起こることが予想されます。これに、宇宙産業の拠点となっている美成、浜大樹、下芽武地区などを含めて、様々な状況を考慮しながら、必要な時期に産業用地の確保などの取組を進めてまいります。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

それぞれ、答弁いただきました内容について、いくつか確認を含めて再質問させていただきます。

まず 1 点目、町有地の未利用地について、未利用地が割と多くあるというところで、青年会館跡地、旧日方団地跡地、新通団地跡地、川南会館跡地、それぞれあると思うのですが、このうち、ご答弁にありました利用計画が定まっているところが日方団地、こちらは令和 8 年度以降に宅地分譲されるというところですか。

ほかの未利用地についての計画で、現状の計画や考えをお聞かせいただけますでしょうか。

か。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

現時点で、具体的な使い道、あるいは公共施設を建設するといった計画というのはございません。

未利用地ではありますが、有効に活用したいというものはあるのですが、これは企業進出でありますとか、あるいはホテルの進出といったことが期待される場合に活用というのもあり得るかなというふうには思っております。

具体的に、どここの業者が進出したいというようなお話は、まだいただいておりませんが、そのようなことが期待されるかなというところもありまして、そのニーズに応じて対応していきたいと考えているところでございます。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

今後の大樹町の動きの中で検討されるというところでもありますけれども、今答弁にありました未利用地以外に、私のほうでも何点か町有地を回らせていただいて、ここはどうなるのだろうと気になる場所があったのですが、鏡町の母と子の家の横というか、裏というか、結構大きな土地になっているかなと思います。あの辺りも工業用地だったり、企業が入ってくる用地としては十分確保できる面積もあるのではないかなと思っております。

それと、今後、双葉町の団地も解体されるというところで、あそこも大きな土地になっていくと思うのですが、この2点について、何か現時点での考えはありますでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

母と子の家につきましては、大変老朽が進んでいるという認識は持っておりますし、下水が通っていないというところもありまして、実はあそこの水道は、上水も下水もインフラがあまり整っていない状況で、上水は行っているのですが、あまりいい状況ではないというのは承知しておりまして、いずれ建替えというようなことがあるかなとは思っています。その場合は、場所の選定から考え直して行って、地域ともよく話し合っ取り組んでいきたいなと思っておりますが、いつやるというのは、まだ決めておりません。ただ、老朽が進んで、いずれ更新が必要だという認識は持っています。

そのときに、今言われましたように、その周辺はことぶき大学の花木学部で菜園を行っているのですが、それも、もし、別な場所に移動して、あの場所を何か企業誘致に使うというようなことも、あるいはコンビニエンスストアなんか来るといいなと思っているのですが、そういったことがあれば、またその辺も含めて考えたいと思っておりますが、現時点では、し

ばらくは使っていただこうかなと思っているところでございます。

双葉町につきましては、解体して更地になった後は分譲する方向ではいるのですが、それまでに、双葉町になるか松山町になるか、公営住宅を解体するのも、そう急いでやる必要もないかなど。次に建てる場所はやらなければなりませんけれども、まだ建てる計画がないところは、その間少し有効利用ができないかという協議もしていきながら、進めていきたいと思っております。将来的には、更地になったとすれば分譲地にしようと思っておりますが、更地に至るまでの間の有効な使い道がないかというのは、今後協議していきたいと思っております。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

分かりました。

先ほどおっしゃられた母と子の家につきましては、国道沿いでもありますし、なかなか町有地で国道沿いというのもありそうでないのかなというところがありますので、施設の再利用を含めて、土地の利用を含めて、再度ご検討いただければと思っております。

それで、ご答弁ありました旧日方団地が、令和8年以降に分譲されるということなのですが、こちらは現時点で何区画ぐらい分譲されるか、計画があれば教えていただけますでしょうか。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

区画数的には、16から20区画という形で考えてございます。

令和8年度以降に、そういった部分で地域と協議しながら進めていきたいと考えているところです。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

分かりました。

町有地が分譲されて、まだ売れ残っている土地もいくつかあるかなと思っております。その中で16から20の区画分譲となれば、面積というか区画数としては結構大きくなるのかなと思っております。

そこで、2点目に関連していくのですが、未利用の土地、町有地の分譲も含めてどんどん活用されていったほうがいいかなと思っております。土地として置いておいても何も生まないというか、やはり分譲されて、また違う方が利用することによって、当然固定資産収入だとか、個人住民税収入だとか、税収入が得られると思っております。

人口減少対策というところに関連しますと、10月末時点で5,196人、昨日の最新の

統計では11月末現在で5,184人というところで、月平均10人ほど減少してきているのが現状かなというところで、年間にすると100人弱若しくは100人超えで減少している実態になっているかなと思っております。5,000人を切るのも間近になってきているのではないかなというところで非常に危機感を持っているところではあるのですが、そういった危機感を感じながら、人口減対策というの、未利用の土地を生かしながらしていったらどうかと感じているところでもあります。

北海道内の自治体で未利用地の活用事例とか、全国的な事例をちょっと探してみたいのですが、要は、移住者対策支援というところになっていくのですが、未利用地、要は使っていない土地、分譲された土地でも当然よろしいかなと思うのですが、売れ残った土地という言い方もあれなのですが、今後新しく分譲される土地の一部でも、もう思い切った政策で、移住される方には無償で貸しますだとか、一定期間住んでもらえれば、10年住んでもらえれば土地もあげますといった制度を活用されている、北海道の自治体でも数件調べている中で出てきましたので、そういった思い切った政策も必要になってくるのかなというところを感じているのですが、この辺りのこういった考えについては、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

かつて、例えば「土地代100万円です。でも、来てくれたら100万円差し上げます」というのを近い町でもやっておられて、実質無料と。「土地代はただですよ」というような政策をされた町も承知しておりますし、「長く住んでいただければ無償になります」というのもあって、そういったことも一つの方法かなと思っております。

移住・定住ということで、移住者だけをあまり優遇して、町内に住んでいる方が住宅を持ちたいのに随分差があるねというのもどうかというところも少しあって、バランスも必要かなとは思っているのですが、そういう点では「大樹でかなえるマイホーム」支援というのが、今は少し価格を下げましたけれども、スタートした当初は最大250万円ほどの補助をして、結構大きめの補助をしたところでごさいます、あの頃、ちょうど住宅建築も進んでいる状況でしたので、年間30軒ぐらいの建築がありまして、随分、宅地分譲地も売れましたし、また住宅も建ったというような実績です。その後、物価高騰等で、最近は少ない数字になっておりますけれども、そういった効果があったと思っております。

移住に力を入れたいという気持ちもありますので、移住してきてくれて、今も「大樹でかなえるマイホーム」は、移住者には少しプレミアムをつけているところでもありますけれども、あまり大きな差があるのは、もともと大樹におられる方々とのギャップもありますので、その辺のバランスを考えながら、ただ、来てくれるのだったらプレミアム部分というのは、もう少し充実してもいいのかなという部分もありますので、今後ちょっとそういった部分も含めて考えていきたいと思っております。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

マイホーム支援補助金というのも大樹町で行っておりまして、多く利用されていると思っております。

ただ一方で、町長もおっしゃるとおり、物価高騰の影響もありまして、今、住宅を建てるのが非常に高くなって、なかなか家が建たなくなっているのかなという印象があります。なおかつ、プレミアムがついているとおっしゃっていますけれども、移住者で家を建てたという事例が、最近非常にそれこそ少なくなっているのではないかなと思っております。今の住宅建設単価の高騰によって、大樹町だけではなく、全国どこでもそうなのですが、住宅にかかる金額が大きいので土地代を抑えたいという気持ちが増えてきているのかなというところで、郊外に移っていかれているのが多くなってきているのかなと印象を受けております。

そういった意味でも、ちょうど来年、令和8年から20区画ぐらい分譲されるというところも計画されているということなので、逆にチャンスの時期なのではないかなと思っております。全部が全部ではなくて、例えば2区画だけやってみましょうかとか、そういった対応をやってみるといっても必要かなと思っておりますけれどもどうでしょう。もともと分譲されて残っている土地もある中で、さらに20区画分譲となりますので、その辺りは少し思い切った政策も改めて必要でないかなと思うのですが、改めて町長いかがでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

今、南通に6区画販売しておりまして、1区画売れて、あと5区画が残っているという状況であります。

分譲地に関しては、かつて緑苑の鉄道跡地を分譲したときは随分時間がかかっていたのですが、その後三角のところを追加したときには二、三年で売れてしまったというようなこともあって、結構波があるなと思っております。柏木町の6区画も、5区画が売れましたけれども、あれもあまり時間がかからないで、こちらの予想よりはずっと早く売れたのですが、今の南通に至っては、住宅建築も少しブレーキがかかったのかなと思うのですが、止まっている状況であります。

そのように波があるので、町としては、分譲地がないという状況はまずいなと思っております。「定住してほしくないのか、人に来てほしくないのか」と言われることもありますので、そんなことはなくて、土地は用意していますよというところを最低限持っていることが必要かなと思います。追加でどんどん分譲地を出すのは、情勢を見ながらということになると思うのですが、まず一定程度は分譲地を抱えているということは必要かなと思っております。

言われたように、移住者にインパクトのあるプレミアムを出したらいいのではないかというの、先ほど言いましたように、バランス等も考えながらも、確かに、だったら建ててみようかなということもあろうかと思しますので、そういった部分のプレミアムを考えてみたいと思います。

どちらかといいますと、移住してこられて住宅を建てた方もおられますけれども、大体ここに仕事がある方でありまして、そのほかでは、中古住宅の空き家を買われてリフォームして住まわれている方が結構おられて、どちらかという、そういった方も多かなと思っておりまして、今空き家を買われる場合も、移住の方にはプレミアをつけていますけれども、その辺はもうちょっとインパクトをつけるとかといったことも協議してまいりたいと思います。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

分かりました。そういったところで、移住者支援はバランスも必要だということではあるのですが、やはり人口がどんどん減ってきておりますので、本当に少しインパクトのある政策も必要かなと思っておりますので、引き続きご検討いただければと思っております。

宅地分譲とはちょっと話が外れるのですが、割と移住されている方、先ほど母と子の家の裏のところで菜園もやられているというところなのですが、畑いじりをしたいとか、そういった町民農園的なものがないかといった問合せをいただくこともあるのですが、未利用地の中で畑、若しくは畑ではなくても雑種地とか、まるっきり使っていないところにちょっと土を入れて、町民農園的な活用も一つかなと思っておりますけれども、この辺りはいかがでしょうか。実際にやられている市町村も何件か見ておりますけれども、これも一つの移住者対策としても利活用できるのではないかなと思っておりますけれども、この辺りはいかがでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

かつて、クラインガルテンという栗沢町でやっておられたかなと思います。参考にして考えたこともありまして、町民共同農園的なものを作ってはどうかというような検討もしたことがあるのですが、当町においては、そういったことをやりたいという方もおられるのですが、土地が結構あるというところでは、個々に土地を探して作っておられる方も多かなと思っております。全体でやるとなると、上手にやっておられるところは、週末泊まれる施設があって、札幌から通って、週末農園をやって、一泊して帰るとか、あるいはセンターハウスみたいなのがあって、そこで農園を指導する方がいて、その方と交流しながら、勉強もしながら、ほかにやっている方々と交流しながらやっておられるということもありました。

けれども、あその場合は、どちらかという、町民の方だけでなく、近郊の町からも通われる週末農園というような位置づけもあったかなと思います。

うちの場合は、週末農園は難しいかなと思っていますけれども、地域の住民の方々が畑をやりたいという部分でニーズが多ければ、土地を提供するということは考えられるかなと思います。見ていると、何となく近くの空き地を借りてやられている方も多いなと思っています。ニーズの要望があれば考えてみたいと思います。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

実際に大樹町に住まれて、土地を探して家庭菜園的な畑を作られている方も多く知っておりまして、逆に貸している方も「町でそういったことをやったらいいのではないか」といった声も聞いたこともありまして、農園は、体を動かしながら自分で健康なものを作って、先ほど町長おっしゃられたように、週末だけという方もいらっしゃいますし、そういった人の動きもあってもいいかなと思っていますので、考えをお聞かせいただきました。

それで、町有地の活用や利活用の部分で、移住者支援の関係は今お伝えしたところではあるのですが、あと、企業誘致の部分で、今現状でいけば川南工業団地を分譲されているというところで、ご答弁の中で平成3年から分譲されていたというところで、割とそんな前からやって、もう30年以上分譲していたのだなというところをちょっと存じ上げていなかったのですが、この辺りの企業誘致の部分でちょっとPR不足なのではないかなと感じているところもあります。

個人的にネットで検索しますと、大樹町分譲地とか検索しても、こちらの川南工業団地のことは出てこないのです。ピンポイントで大樹町立地用地とか企業用地とか個別にやると出てくるのですが、要は、大樹にこの土地があるということを探している皆さんはあまり知らないのです。逆に、こういう土地もありますということで町のホームページを案内することもあったりするのですが、要は、ちょっとPR不足っていうのと、あと、分かりづらい。恐らく課が違うから載せているページが違うのではないかなと。分譲地は分譲地で総務課の管轄で、こちらの川南団地のほうは企画課の管轄かなと思うのですが、そういう町で扱っている土地は一つにまとめたほうが分かりやすいかなと思っていますが、この辺りの整理についてはいかがでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

言われるように、縦割りのところがありまして、確かに検索が一発でいかないというようなことがあります。いろいろな切り口があって、移住・定住のページから入っていくと、町有地の宅地の分譲地には行けるのですが、企業誘致の工業用地には行かない、つながって

ないということがあります。その辺は、一遍に載っていれば、どちらも見られたらいいのではないかというのは、本当にそうだなと思いますので、ホームページの在り方については工夫したいと思います。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

ぜひ、分かりやすく、探している方がたどりやすい環境づくりというのもお願いできればと思っております。

最後になりますが、工業団地、産業用地の確保と整備についてというところで、答弁にもありましたとおり、LC1の整備を進めておりまして、来年9月には完成されるというところでもあります。そういう大きな動きが出ますと、企業の動き、進出というのも出てくるのかなというところと、あと、インターチェンジの延伸が間近に迫っているというところもあり、本当に物流の動きも変わってくるのかなというところを感じております。

工業用地の整備については、時期を見ながらというところで答弁いただいておりますけれども、もうそろそろその時期なのではないかなと感じております。といいますのも、計画を立てて整備する分譲、工業団地になるのか産業用地になるのか分からないですが、やはり四、五年かかるのではないかなと思っております。今から動き出して5年後となりますと、もしかしたら本当にロケットが何機も飛んでいる状況になっているかもしれませんし、探しているときに探している土地にたどり着かない。先ほどの分譲地もそうですが、先に用意しておいて、後から来てもらうという考えも一つかなと思っておりますけれども、この辺りで、改めて町長のお考えはいかがでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

以前にもちょっと答弁しているかとは思いますが、なかなか雑種地とか宅地とかで大きな面積が空いていると、そこを指定して工業団地にしようというのは、用途区域もちろんありますけれども、ある程度できるのかなと思いますが、大樹町の場合は、そういった用地に見合うところは農地がほとんどでありまして、農地に展開しようとする、具体的な話がないとなかなか転用の話に持っていけないということもありまして、ロケットが上がることによって産業が集積するというのは期待しているところではありますが、どういったものがどういうふうに来るかというのは、シミュレーションができていない状況でありまして、かつて、関連企業にアンケートをしたところでは、部品供給、あるいは通信関係、衛星を作るところ等々に聞きますと、こちらで製造するメリットがないと。今のところで作って、当面は運ぶのだと。よほどの量になってくれば考えることもあるでしょうけれども、今の段階での調査では、こちらに移転しての製造に踏み切りたいと考えているというところは、現時点ではあまりなかったということでありまして、もう少し時間がかかるのかなというふう

に読んでおります。

また、十勝総合振興局のほうでは、管内の各町村で、仮にそういう工業進出があった場合に、大樹町に限らず、受け入れられる土地というのはありますかという調査をしまして、その結果というのも公表されておまして、大樹町でやってもらえるにこしたことはないのですが、当面間に合わない場合は、ほかの町での進出ということもあってもいいのかなと思っておまして、大樹町も今三つありますし、面積あるいは条件によっては、すぐ用意できるかもしれません。先ほどの空き地があるということも含めて、民地も含めて対応できる可能性はあるのですが、どのくらいの面積が必要で、何をやりたいのかということがまだ見えていないところでは、なかなかあらかじめ用意しておくというのは、制度的にもちょっと難しいところもありまして、もう少し推移を見ながらということになるのかなと思っております。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

分かりました。状況と時期を見ながらというところではありますけれども、先ほどお伝えしたように、計画から整備まで数年がかりでかかっていくかなと思っておりますので、もう用地選定、仮の用地選定で、この辺りがいいのではないかとすることは、そろそろ動き出してもいいのではないかなと感じております。

一度、電力会社の方ともお話をしたことがあるのですが、どのような工業団地かにもよると思うのですが、電力の供給というのも一つ問題になるかなと思っておまして、位置が変わることによって変電所も変わる可能性もあるということで、その動きをすると、やはり数年単位、数十億単位のお金がかかるということですので、徐々にではありますけれども、一步一步計画を進めていくべきではないかなと考えておりますので、引き続きご検討のほうをお願いできればと思っております。

やはり宇宙産業は、大樹町の今後の希望の産業だと感じております。今後、大樹町が魅力的になるために、本当に期待の産業だと思っておりますので、チャンスを逃さないような施策と、そういった土地の用意、企業が進出しやすい環境づくりというのを一步一步進めていただきたいなと思っております。

そういった期待を込めまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議 長

休憩します。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

10番志民和義君。

○志民和義議員

先に通告してありました1点について、町長にお伺いいたします。

火葬場の維持管理と改築の計画でございます。

南十勝複合事務組合が管理運営にあっている火葬場について、町としても老朽化に伴う改築も検討しているとお聞きいたします。

そこで、次のことについてお伺いいたします。

一つ目、現在の火葬場の維持管理について。

二つ目、今後の改築計画について。

お伺いいたします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

志民議員ご質問の「火葬場の維持管理と改築の計画について」お答えいたします。

1点目の「現在の火葬場の維持管理」につきましては、現在の火葬場は、昭和50年3月に竣工し、建設から50年以上が経過し、老朽化が進んでおりますが、火葬炉を中心に修繕を行っており、他の施設・設備については、必要最小限の修繕で対応しているところでございます。

2点目の「今後の改築計画」につきましては、施設の老朽化が進んでいることから、南十勝複合事務組合や構成町において、他の自治体施設の視察調査やメーカー等からの聞き取り、改築に向けた施設整備の方向性や整備費用などの検討を行っており、財政状況も勘案しながら、構成町村と改築に向けた協議を行ってまいります。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

改築に向けた協議を行ってまいりますということですが、改築にあたって、施設整備の方向性と町長は言いましたけれども、方向性の具体的な中身について、ぜひお知らせいただきたいと思えます。

例えば私が想像するのですが、前に試験した水素ですか、バイオですか、このことについてとか、あるいは今は控室の和室について、そういう時代ではないので、多分椅子、テーブルとかの方向で検討されているとは思いますが、そういうような方向についても検討されているのかどうかお伺いします。

また、構成町村のこともありますので、そうはいつでも、町長は組合長です。そうなる建設時期について、もう50年以上経って非常に老朽化しているのは見えて、三つある火葬

炉のうち一つはしばらく運転されていないのです。そういうことから、改築する時期を具体的に、このぐらいと、何年後というような方向は出してもいいと思うのです。

そして今の時期、亡くなる方も多くなってきていまして、使用頻度も高いということを考えると、私は、早急に改築の方向性を示しておいたほうがいいのではないかと考えますけれども、その点はいかがでしょう。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

改築に向けた検討というのは、先ほど申しましたけれども、他町の最近更新された施設とかを視察したり、あるいはメーカーから資料をいただいたりして、事業費あるいは規模等々を見ているところであります。

複合事務組合で取り扱っているものでありますので、私は組合長の立場ですが、その立場で、ここでお答えするのはどうかと思っておりますけれども、そういった検討は行っているところであります。現在は大樹と幕別町の忠類地区が対象として運用しているところでありますけれども、複合事務組合は3町でありますので、3町での話し合いというのはこれからも必要かなと思っております。情報共有は今しているのですが、協議というのはまだしていない段階でありまして、そういった情報を収集して、どういった規模がいいのか、場所はどこがいいのかとか、いつ頃やろうかというところは、今後の協議ということにはしております。

大樹町の事情を言わせていただくと、早くやりたいのはやりたいのですが、ほかの事業もありますので、そこは先ほど申しました財政事情にもよるといふところの順序づけが必要だと思っております。その中で3町で協議をしながら時期を決めたいと思っておりますが、今言えることは、なるべく早くやりたいなという気持ちは持っているというところでございます。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

分かりました。構成町村ということで、町長が組合長だからといって勝手に決断できるものではないのですが、いずれにしても、今この構成町村もそうだと思うのですが、亡くなる方が多いです。

私の思いとしては、議会に携わるようになってから、当時は年に50人亡くなればという時代だったのですが、今は100人です。だから、そういう意味から考えて、傷んで修理も非常に多くなるかなと思うのです。そういうことを考えたら、時期のことは急いだほうがいいのではないかと、最低限の修理はということですが、それが重なると、ちょちょつという金額ではないので、一層のことという気持ちがありますので、構成町村で気持ちを揃えてということで、大樹は大樹なりに財政状況はありますけれども、そういう気持ちも共有しながら急いでいっていただきたいと思っておりますけれども、再度、最後にお伺いします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

先ほどの前の質問でお答えしていなかった部分がありますので、そこも付け加えてお答えさせていただきたいと思います。

参考までに、火葬の件数は、ここ数年の数字を申し上げますと、令和2年が86件、令和3年が85件、令和4年が90件、令和5年が104件、令和6年が89件、平均90.8件ということであります。概ね90件程度の火葬があるということでございます。これは大樹町と忠類を合わせてということであります。そのぐらいの件数があるという中で、1炉がいいのか、2炉がいいのかといった検討も必要かなと思っております。

また、先ほど控え室は、和室ではなくて椅子のほうがいいのではないかというような意見もあります。これもほかの最近の施設を見ますと、やはりテーブルの席のところが多いです。そういったことも参考にしながら考えていきたいなと思っております。

燃料につきましても、バイオガスを使って燃焼した場合の実験というのをやりましたけれども、燃焼の成績というのは非常によく、「十分灯油と引けを取らないです」という答えはいただいておりますが、その後、燃料の単価を調べていきますと、やはりバイオガスはまだ非常に高いと、灯油の倍以上になるということで、年間80万円程度の燃料代が、今ちょっと灯油も上がっていますので、もう少しいかもかもしれませんが、その倍となると100万円くらいの開きがあるのはいかなものかというところもちょっとあって、バイオガスはバイオガスで今検討を進めていますけれども、もう少し安くする方法がないかということですが、この火葬場にバイオガスを取り入れるかどうかというのも、これは価格なども踏まえて考えていきたいなと思います。

都市ガスもあるのですが、プロパンガスという方法もあって、ただプロパンガスも灯油から見ると結構高いというようなこともありまして、ここはちょっと慎重に考えて、町にあまり負担にならないようなことも考えたいし、CO₂を削減するとか地域内循環ができるというメリットもあるにはあるのですが、よくよく考えて協議をしていきたいと思っております。

先ほど申しましたように、諸般のいろいろな兼ね合いがあつての建設になろうかと思えますけれども、財政状況を見ながら、今の火葬場は使えないわけではなくて、使えているので、その中で実施時期というのを今後の協議で早期に固めていきたいなと思っております。

○志民和義議員

これで質問を終わります。

○議 長

次に、3番辻本正雄君。

○辻本正雄議員

それでは、先に通告いたしました、町の脱炭素社会とJクレジットの取組についてお伺いいたします。

大樹町は、令和3年第4回定例議会において、2050年までに二酸化炭素排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」宣言を議決いたしました。令和5年に再生可能エネルギー導入計画を策定し、温室効果ガス排出量を2013年基本基準年として、2030年までに46%削減を目標に定め、様々な施策を講じているところです。

公共施設においては、2015年晩成温泉の木質ボイラー、2022年はスマート街区による庁舎・生涯学習センター・小学校・学校プール等の木質ボイラーの熱利用、蓄電池を備えたソーラーパネルの電力が活用されています。特に庁舎においては、地中熱を活用したZEB庁舎でCO₂を従来工法の54%削減とされています。

そこで、次のことについてお伺いをいたします。

1点目として、スマート街区施設の熱源の使用状況と利用金額。

2点目に、Jクレジット販売実績と今後の計画。

3点目に、町全体としての今後の方向性についてお伺いいたします。

よろしくお願ひいたします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

辻本議員ご質問の「町の脱炭素社会とJクレジットの取組について」お答えいたします。

1点目の「スマート街区施設の熱源使用状況と利用金額」につきましては、供給先施設として、11月から3月まで大樹小学校、生涯学習センターの暖房用に、5月から10月まで町民プールの温水用として利用しております。また、令和6年度の木質チップ利用量は1,023立方メートルで、金額にすると約640万円となっております。

2点目の「Jクレジット販売実績と今後の計画」につきましては、平成26年度に木質チップボイラー導入計画を策定し、平成27年度に晩成温泉、令和4年度にスマート街区に木質チップボイラーを導入し、Jクレジット制度に登録したところです。

晩成温泉のJクレジット販売額は、これまで519トンのクレジット認証を受けて、469トン販売しており、約65万8,000円の収入がありました。

スマート街区につきましては、令和5年2月8日にクレジット制度に登録以降、認証を受けておりませんので、販売実績はありません。

Jクレジットを売却するには、事前に国において指定した審査機関で認定を受ける必要がありますが、これまで国の補助金により無償で行われた審査費用の補助額が縮小しており、審査費用が売却見込額を上回り赤字となる可能性があることから、今後の認証について慎重に検討していきたいと考えております。

また、町有林のクレジットの活用については、町と包括連携協定を締結している事業者において、北海道や各自治体と連携した共同創出を目指しておりますが、北海道と協議中のた

め具体的になっておりません。

今後につきましては、町単独でクレジットを創出することも検討していきたいと考えております。

3点目の「町全体としての今後の方向性」につきましては、令和5年3月に策定した大樹町再生可能エネルギー導入計画のロードマップに沿って進めており、行政、事業者及び町民の役割を定め、官学民一体で進めていくことを重要としております。

特に、2050年までのゼロカーボン実現には、再生可能エネルギーの活用は不可欠との考えから、まずは公共施設において、主要産業である酪農家などの地域内から出てくる畜産バイオガスや森林資源から出る木質バイオマスなどの地域資源を有効に活用しつつ、地産地消による地域循環ネットワークの構築を図っていくため、関係事業者と協議をしているところです。

また、昨年末から雪印メグミルク大樹工場では、チーズ製造の副産物であるホエイが発酵する際に発生するガスを、町内農家で生成しているバイオガスと混合し、燃料として活用しており、個々の取組が連携し、町全体の取組につながるよう、地産地消によるエネルギー循環の仕組み構築についても、今後検討を進めてまいります。

○議 長

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

それでは、1点目のスマート街区について、再質問をさせていただきます。

現在、生涯学習センター、小学校が11月から翌年の3月、そしてプールが5月から10月に熱源を利用しているということなのですが、3月にいっぱい使いました。そして4月になって気温が低いといった場合はどういった対応を取っておられるのか。

それから、プールについても、将来的にプールの利用を11月まで伸ばしてくれという状況になったときに、生涯学習センター、小学校、プールの3か所の施設の熱源の利用は可能なのか、まずお聞かせください。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

まず、4月の利用の考え方ですが、ボイラーの保守点検期間にも充てたいと考えておりまして、1か月間は空ける形となっております。また、暖かくなるとボイラーの使用頻度も下がることから、木質チップのボイラー自体もオンオフが激しいと機械によくないということと、そういった部分で4月は取りやめとしております。

2点目のプールの利用が11月とか12月まで延びた場合の影響ですが、基本的に対応は可能かと思っています。ただ、木質ボイラーの出力に限界がありますので、補助用の化石燃料を使いながらの併用になると考えているところでございます。

また、4月に関しましても、先ほどの小学校や生涯学習センターは、チップの代わりに補

助用の化石燃料を使って運用しているような状況となっております。

以上でございます。

○議 長

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

ありがとうございました。

現在、木質ボイラーの利点については、CO₂の削減、化石燃料よりも燃料コストが下がる、近隣の木材を利用することで地域の活性化につながる。そして、欠点といたしましては、イニシャルコストが非常に高く、先ほど総務課長が言われましたように、瞬間的な熱の需要に対してレスポンスが非常によくないという形で、化石燃料に頼るといふときもあるということだったのですが、こういった意味では、大樹町は一年を通じて、4月の点検期間はあるけれども、年間を通して安定した熱源の供給ということで、本当に理想にかなった施設かなと考えております。

ただ、現在チップの使用料に関しまして、年間640万円、使用量は1,023立法メートル。これに関して、重油あるいは灯油といった化石燃料と比較して燃料費が安いという比較ができるのですが、その辺の比較資料というものはお持ちでしょうか。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

まず、単純な比較として、過去に重油とか灯油を使っていたときの燃料の量と、今併用している段階での支出状況を見比べると、やはり併用しているほうが安くなるというのが出ており、そういった部分はあります。

あとは、必ずしもそうでないかもしれませんが、役場庁舎を建て替えるときにも、建物を木質にするか化石燃料するか、今、地中熱を使っていますが、そういったときに重油と木質の単価の比較をしたところですが、基本的にそのときに金額的に弾いたのは、重油価格が100円を超えるかどうかで安いかどうかという判断がつくかと思っていまして、今現在は灯油とか重油の値段がそれを上回っていますので、そういった意味でも木質化は価格的にも安価であるという考えでおります。

○議 長

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

ありがとうございます。

100円を超えると木質が安くなるということなのですが、燃料コストの削減ということに対して、1立法メートル単価にすると約4,200円ということなのですが、この価格については、今後もっと下げられることが可能なのか。

そして現在、木質チップの導入先が地元の森林組合からの調達ということだったと思う

のですが、コスト削減に向けては、特にエネルギーマネジメント会社が、原料を安く仕入れて安く供給するという経済の論理で考えた場合に、木質チップ燃料の導入先をもっと広く、入札制度等を生かして価格を安くコストを下げしていく努力をされるつもりがあるか、ないか、そのくらいの企業コストを考えておられるか、お聞かせください。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

まず、導入コストを下げるという努力については、先般も森林組合との協議をしたところではありますが、その中で私から要望したのは、残置林といいますか、木を1本切って増林すると3分の1しか持ってこなくて、3分の2を置いてくる格好になりますので、それを何とか活用することを、どうせチップになるわけですから、それに対する機械の導入とか導入経費等に町からの助成というのは環境譲与税などの活用も含めて考えられるので、考えてほしいということは要望してあります。すぐやるとは言ってはもらえなかったのですが、そういったことも考えてほしいと。

山奥の奥の奥のほうから持ってくると、今度は運送で逆に高くつくというのは分かりますけれども、案外、平場で、近場で木を切っても、結局は切り株や枝葉の先の細いところを捨ててくるわけですので、そこら辺だけでも現地でチップにして運んできた方がいいのではないかという要望をしているところであります。

森林組合からは、今の体制では、原木として下げてくるわけですが、原木の単価というのは、多分に漏れず、燃料の高騰、機械の高騰、人件費の高騰で、結構厳しくなっているので、どうしても値上げをお願いするときは協議させてほしいと言われているのですが、協議するのは別に拒むものではありませんけれども、そのときに市場価格と鑑みてかい離があるようであれば、入札等々、あるいは見積合わせ等々もしなければならぬ場合もありますという話はしておりますけれども、当初決めた値段で今いっていますので、ここにいるうちは地域内振興という部分もありますし、現時点で化石燃料よりも安いという部分では、当面はこれでいきたいとは思っているのですが、その後の価格動向を見ながら判断していきたいと思っております。

○議 長

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

今後も、今の町長のお話では、コスト削減に努めて、燃料の導入コストを下げていくと。特に、森林環境譲与税の関係もございますけれども、地元の町の森林を守るというのは大変大切なことでありますし、また当初、選定林を利用するという構想があったのですが、私、2年前に森林組合に行って原料を見たときに、製品としてかなり太いし、木材がチップ燃料として利用されているというか、これではちょっとコストがかかるなど。本来であれば、もっともっとチップ材に向かないような、さらにそういう材料が木質燃料になることを期

待したいと思います。

それでは、2点目のクレジットの販売についてお伺いいたします。

今回、クレジットの販売実績といたしまして、晩成温泉で46.9トン販売し、65万8,000円の収益があったということでございますが、単価にすると、トン当たり1,400円です。この価格は、町長、トン当たり高いのか、安いのか、認識としてどういった感想を持たれているかお聞きしたいのと、あくまでもJクレジットの市場に上場して、入札が行われて売り買いになったのか、若しくは企業と相対で売り買いがなされたのか、その辺をもうちょっと詳しくお聞かせください。

○議 長

松久企画商工課長。

○松久企画商工課長兼地場産品研究センター所長

ただいまご質問のクレジットの関係の金額です。

実収入の平均、おっしゃるとおり1,400円程度でございまして、1,400円だと安いと思います。ただ、こちら東日本復興支援の寄附金というのが抜かれて、役場に入ってくる実収入が1,404円で、実際の販売価格の平均というのは2,578円で販売されてございます。

それと、販売のスキームなのですが、入札等々ではなくて、うちのほうでは北電総合設計の支援を受けながら実際に販売をしております。こちら北電総合設計の支援を受けることによって、手続き等を全てこちらのほうでやってくれるというものでございますので、北電総合設計の支援を受けて、かつ東日本復興支援の寄附金は義務ということで必ず寄附をしているところでございます。

以上です。

○議 長

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

実際には1,400円が収入として入っておりますが、基本的にはクレジットの単価としては2,500円ぐらいの単価になるのだということで分かりました。

私は今回、庁舎の地熱利用、小学校のスマート街区もそうなのですが、庁舎の関係もそうなのですが、非常に省エネが進んだ施設だなと思っておりまして、ぜひともこれをJクレジット化して、申請して、認定を受けて、販売してはどうかと考えていたのですが、町長の答弁の中では、実は認定を受けるためには審査の費用が高額で非常にかかるというお話なのですが、予想ではなく、事前に見積りを出された経過があるのでしょうか。それとも今後、最後の3点目とも絡むのですが、将来に向けては、町独自でも単独で進めていきたいという答弁もあるのですが、この辺がちょっと矛盾するのですが、どのような考えなのかもう一回お聞かせいただきたいと思います。

○議 長

松久企画商工課長。

○松久企画商工課長兼地場産品研究センター所長

スマート街区の関係の認証なのですが、今時点で実際の認証は受けてございます。認証したのは、令和5年2月8日にスマート街区の認証を受けてございます。

今後の計画についてなのですが、審査費用のことも絡めてご説明したいなと思います。

こちらの審査費用は、国の補助制度でこれまで行ってまいりました。これまで審査費用は無償だったのですが、ただ、令和5年、6年が90%になり、令和7年度から50%、さらに過去に審査費用のプロジェクトの支援を受けたものは補助の対象外となりました。そこで、晩成温泉の未承認部分というのがまだございます。こちら令和4年7月1日から令和7年2月28日まで32か月間あるのですが、在庫分が50トン、含めて257トンでございます。その実収入の平均を掛けますと大体35万程度。そして今回の審査費用は、実際補助がなくなったら大体100万程度かかるということで、見積りも実はいただいております。それを考えると、赤字になることが予想されるということで、今回検討しなければならぬかなと思っているところです。

また、スマート街区につきましては、先ほど言いましたとおり、認証はしてございます。ただ、今認証しても、まだクレジットが少ないものですから、なるべくためてから認証したいというふうを考えているところでございます。

以上です。

○議 長

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

分かりました。今の説明では、庁舎等の省エネ分は意外と補助金もなくて、非常に審査には金がかかるということで、なかなか間尺に合わないということなのですが、晩成温泉のほうで残っているクレジットを活用して販売していきたいということで、それは理解いたしました。

それで、クレジットに関しては、大樹町の場合、町有林は約4,000ヘクタールなのですが、そして近年、十勝管内でもJクレジットの活用ということで、新聞で結構騒がれているのですが、大樹町も町有林の森林面積を非常に持っているので、ぜひとも波に乗り遅れないようにJクレジットを取得して、販売して、町の財源にさせていただいて、それがさらなる再生エネルギーの資源、原資となるような形で循環されることがいいのかなと思っております。

ぜひそのようになればなと思っておりますが、町長の考えをお聞かせください。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

森林のほうにつきましては、測量に多額の費用を要するところがございまして、そ

の辺が、業者にもよるのだと思いますし、やっている町があるので一概に言えないのですが、私どもが聞いている中では、山林面積全部が対象ではなく、植えてから何年までという決まりがありますので、それが実証できる測量をきちんとなさなければならないので、その費用がすごく多額になるというところで、単独で飛行機を飛ばして測量すると全然赤字になってしまうというところでは、今協定を結んでいる業者からは、広い面積を全道一円で一緒にやりたい構想があるのだということでお話を伺っていましたので、そちらの成り行きを見守っているところではあるのですが、それは道も含めて道有林と市町村林で一気にやりましたという話なのですが、道との協議の最中だというふうに伺っております。

そこに入っていない、関係なく別な業者とやられている町もございますので、そちらのほうの情報も収集しながら、大樹町の場合にその業者と見合いが出るかどうかというのを今後調べてみたいなと思っております。それによっては、全道でやるというところが、いついつからやるのだというような目処が立っていれば、そちらを考えますけれども、うまくいかないということであれば、そういったことも検討していきたいなと思っております。

○議 長

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

森林の活用について、3点目と被ったような質問をしてしまったのですが、それについて大変理解をいたしました。

町全体の今後の方向性について、大樹町は再生可能エネルギー導入計画のロードマップに沿って、行政、事業者及び町民の役割を定め、官学民一体で進めていくことが重要だと掲げているわけですが、実際のところ、今取り組まれていることに対しては、町のイニシアティブがあまり感じられない、むしろ官主導で進んでいるような気がするのですが、その辺の認識は、町長はどのような認識を持たれているのでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

町のリーダーシップがあまり見えない、どちらかという、民が自主的にやっておられるという意味かと思いますが、言われるところのご指摘はお受けしたいと思います。そうかなと思います。

なかなか進まない理由としましては、森林バイオマスもそうなのですが、特に力を入れているのは、家畜由来のバイオガスのほうでございまして、そちらを何とか普及したいし、地域全体で取り組めるような体制にならないかなと思っております。言い訳になりますが、昨今の急激な資材の高騰等により、バイオガスプラントに取り組もうという意欲が、これは民のほうでもありますが、一部別の方はいますけれども、大体のところは手を出せなくなっているというのが、根本に行き詰まり感が出ているところかなと思っております。

いろいろ情報を収集していく中で、既存のやり方だとそんなに大きく価格を変動することは難しいというところではありますが、2分の1、あるいは3分の1のできる方法もあるのではないかという情報も若干聞いております。真偽のほどはもうちょっと聞かないと分かりませんが、もし安くできるようなものがあれば、そちらをもうちょっと研究してみたいと思っておりますが、いかんせん、この地域で抱えているテーマとしましてバイオガスの普及、そしてバイオガスの利用というところに重点を置きながら検討しているというのは今でも行っているところでありまして、なかなか表に出せるところまでいっていないというのが実情であります。

先ほども、前の方の質問で火葬場の話もありましたけれども、燃料を作っても単価が高いというところでの運用の難しさというところもありますし、バイオガスプラントを作るところのイニシャルが高いことにより、農家が取り組むにはちょっとハードルが高いというような状況にも今なっているところですので、ちょっと行き詰まり感がありますけれども、いろいろ情報収集しながら何とかやれる方法を探っていきたいなと思っているところでございます。

○議 長

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

実は、私もCO₂の削減については、基本的に世界の第1位と2位の一番排出している国が、実は脱炭素に向けては消極的な態度を取っていると。そういったことで、日本が、基本的に、ちょっと古いデータかもしれないけれども、排出国では世界で5番目ぐらいらしいのですが、ただ、日本はもう既にかなり脱炭素に向けてやっていて、これから本当に空雑巾を絞るぐらいの力で入れていかなければならないという、ちょっとハンディがあるのかなと思っております。

そういった意味では、今後は、脱炭素に向けては本当にイニシャルコストがかかる、そしてさらにランニングコストもかかるという現実があるわけですが、私は基本的に町財政にあまり負担がかかるようであれば、今の町長のスタンスで十分だと私は思っております。そういった意味では、今後、国の補助金とか様々な制度を利用して、なるべくコストのかからない、町の財政に負担のかからない、そういった町の取組でいいのかなと私は思っておりますので、何しろ、あまり町の財政に負担がかからない形で脱炭素に向けて、これから知恵を絞って、お金のかからない脱炭素に向けて進んでいただければなと思っております。答弁は結構です。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議 長

以上をもって、一般質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議 長

本日の日程は、これで全て終了いたしました。
よって、本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 1時43分

令和7年第4回大樹町議会定例会会議録（第3号）

令和7年12月5日（金曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議案第 88号 令和7年度大樹町一般会計補正予算（第7号）
- 第 3 陳情第 3号 福祉センターの維持管理運営について（審査報告）
- 第 4 委員会の閉会中の継続調査について

○出席議員（11名）

- | | | |
|---------|---------|----------|
| 1番 播間章浩 | 2番 寺嶋誠一 | 3番 辻本正雄 |
| 4番 吉岡信弘 | 5番 西山弘志 | 6番 船戸健二 |
| 7番 杉森俊行 | 8番 西田輝樹 | 10番 志民和義 |
| 11番 菅敏範 | 12番 齊藤徹 | |

○欠席議員（1名）

- 9番 安田清之

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

- | | |
|--|--------|
| 町 長 | 黒川 豊 |
| 副 町 長 | 松木 義行 |
| 総務課長 | 吉田 隆広 |
| 総務課参事 | 杉山 佳行 |
| 総務課参事 | 楠本 正樹 |
| 企画商工課長兼地場産品研究センター所長 | 松久 琢磨 |
| 宇宙航空課長 | 菅 浩也 |
| 住民課長 | 西尾 真也 |
| 保健福祉課長兼子育て支援室南十勝こども発達支援センター所長兼子育て支援室学童保育所長 | 水津 孝一 |
| 保健福祉課参事 | 明日見 由香 |
| 農林水産課長兼町営牧場長 | 藤谷 満伸 |
| 建設水道課長兼下水終末処理場長 | 奥 純一 |
| 建設水道課参事 | 川口 賢治 |
| 会計管理者兼出納課長 | 三津田 崇 |
| 町立病院事務長 | 下山 路博 |

特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長 瀬 尾 裕 信

<教育委員会>

教 育 長 沼 田 拓 己
学校教育課長兼学校給食センター所長 伊 勢 巖 則
社会教育課長兼図書館長 井 上 博 樹

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長 穀 内 和 夫
農業委員会事務局長 清 原 勝 利

<監査委員>

代 表 監 査 委 員 北 林 博 美

○本会議の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 牧 田 護
係 長 須 藤 恭 弥

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は11名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長

ここで、議長より諸般の報告をいたします。
理事者より追加議案の提出がありましたので、先に開催した議会運営委員会での審議に基づき、本日の日程第2に追加しておりますので、報告いたします。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

4番 吉岡信弘議員
5番 西山弘志議員
6番 船戸健二議員

を指名いたします。

◎日程第2 議案第88号

○議長

日程第2 議案第88号令和7年度大樹町一般会計補正予算(第7号)についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第88号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和7年度大樹町一般会計補正予算(第7号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ330万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億1,589万6,000円とするものです。

内容につきましては、総務課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

それでは、議案第88号についてご説明いたします。

最初に、事項別明細書で説明させていただきますので、8ページ、9ページをお開き願います。

初めに、歳出からご説明いたします。

10款教育費、1項社会教育費、2目生涯学習センター費、生涯学習センター運営費330万円の増は、施設冷温水ボイラー故障に伴う修繕費の計上をお願いするものです。

次に、歳入を説明いたしますので、6ページ、7ページをご覧ください。

20款、1項、1目ともに繰越金、前年度繰越金330万円の増。

次に、第1表、歳入歳出予算補正の歳出を説明させていただきますので、2ページ目をお開き願います。

歳出合計、補正前の額92億1,259万6,000円、補正額、10款教育費330万円の増、補正後の歳出合計92億1,589万6,000円。

続いて、歳入を説明させていただきますので、1ページ目をお開きください。

歳入合計、補正前の額92億1,259万6,000円、補正額、20款繰越金330万円の増、補正後の歳入合計92億1,589万6,000円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

生涯学習センターは、建設以来30年近くになるのではないのでしょうか。それで、初めてのボイラー交換ということでしょうか。

○議 長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長兼図書館長

今回故障しました冷温水器につきましては、建設当時からのものでございます。入替えではなくて、去る11月15日に故障が発生して、調査したところ、吸収器バイパスエJECTターラインの配管部分に5ミリ程度の穴が空いていたということでございます。今回その部分を溶接等で補修する工事を行うための費用として330万円を計上したところでございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

播間章浩君。

○播間章浩議員

今の部分に関連するのですが、配管に穴が空いて溶接するところなのですが、一部なのか、複数か所で生じていることなのか、そこに対しての330万円というのがどのような工事になるのかというところをもう少し詳細にお聞かせいただけますでしょうか。

○議 長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長兼図書館長

先ほど言ったように、穴が1か所でございます。今回の作業に関しては、溶接が主なものでございます。あと若干部品交換もございますけれども、溶接して穴を塞ぐ。ただ、溶接するスペースが非常に狭いところございまして、機械を一回ばらして、溶接できるスペースを確保して、溶接する。その後、また組み立てるという工事になりますので、若干費用が高くなっているかなと思っております。

以上でございます。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

11月15日から故障が生じているというところなのですが、現状では使えていない状況で、影響がないのか。

あと、今後、修繕にも時間がかかると思うのですが、ほかのイベントだとか職員の方に作業といったところは影響ないのか、その辺りも確認できますでしょうか。

○議 長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長兼図書館長

故障したのが11月15日ございまして、その後、業者に来てもらって、原因を追求して、応急処置で穴を塞いでいるという状況でございます。その間、利用される方については、コスモスホールとオークホールの暖房が入らないという状況でございますので、そこを利用されている方には、場所を移動してもらおうとか、使う予定があれば日程を変更してもらおうという対応を取っていたところでございます。

今現在、テープで補強しているという状況で、使えないことはないのですが、ただ、その部分からいつまた漏れ出すか分からないという状況ではあります。

以上でございます。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

そもそも一時的な溶接で今後大丈夫なのか。例えば全体的に配管を取り替えると、どれくらい予算だったのか。その辺りの確認というのはできていますでしょうか。

○議 長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長兼図書館長

冷温水器を業者に見てもらって、交換というところも考えましたけれども、4,000万円とか5,000万円という額になるということでございました。今回の業者と打合せの中では、溶接で大丈夫だろうということで、溶接で修繕させていただくというふうにしたところでございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第88号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 陳情第3号

○議 長

日程第3 陳情第3号福祉センターの維持管理運営についての件を議題といたします。

委員会における審査が終了しておりますので、報告を求めます。

総務常任委員会委員長、寺嶋誠一君。

○寺嶋総務常任委員長

先の第3回定例町議会において本委員会に付託され、継続審査としておりました陳情第

3号福祉センターの維持管理運営について、会議規則第94条の規定により、その審査結果をご報告いたします。

本陳情は、福祉センターを避難の場や寄り合いの場、研修、健康づくり、多世代の交流の場として重視し、リニューアルや改築、建替えに向けた工程を早急に示すよう、議会の総意として町長に働きかけてほしいという要望が示されているものであります。

当委員会では、所管する総務課から現状と今後の方向性について説明を受け、審査を行いました。

所管課からの主な説明は、第1に、福祉センターは、築50年が経過し、老朽化の課題を抱えていること。第2に、災害時の活用も含め、防災計画の見直しの中で、福祉センターの位置づけを整理していく必要があること。第3に、生涯学習センターなど代替機能を持つ施設が既に整備されており、他の公共施設整備等のバランスから見ても、現施設に大規模な延命投資を行う優先度は高くないと整理していることであります。一方で、地域の寄り合い、研修、健康づくり、多世代交流の場としての機能は、今後も何らかの形で継承していく必要があるとの認識も示されました。

これらを踏まえ、当委員会としては、町に対し、防災計画や第6期大樹町総合計画の見直しの中で、福祉センターの位置づけをできるだけ早い段階で町民に分かりやすく示すこと、あわせて、社会福祉協議会の事務所機能をはじめ、地域の集いの場としての機能が途切れないよう将来の複合施設等の検討を求めることといたしました。

そのうえで、現時点で今の建物を前提とした早期の大規模リニューアルや建替えを議会として町に求めることは適切ではないと判断し本陳情につきましては、その趣旨には理解と共感を示しつつも、具体的な整備手法や時期は今後の計画見直しの中で整理すべきとの観点から、全会一致で趣旨採択とするものといたしましたので、ご報告いたします。

○議 長

委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、陳情第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、趣旨採択であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。

◎日程第4 委員会の閉会中の継続調査について

○議 長

日程第4 委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

会議規則第74条の規定に基づき、各委員長からお手元に配付したとおり申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉会の宣告

○議 長

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

よって、令和7年第4回大樹町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時18分